
第 5 次裾野市総合計画

前期基本計画（素案）

令和 2 年 6 月 24 日時点

**前期
基本計画**

- 目 次 -

第1章 前期基本計画の策定にあたって	2
1. 前期基本計画の位置づけと期間	2
2. 計画の構成	2
第2章 前期基本計画と総合戦略の関係	3
1. 施策の大綱と国における基本目標の関係	3
2. 施策の大綱ごとの成果目標	5
第3章 施策の柱	8
1. 施策の柱	8
2. 前期基本計画の見方	10
1. 子育て・教育・健康・文化	
『ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち』	13
1-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	14
1-2 次代を担う子どもの教育の推進	18
1-3 ライフステージに合わせた生涯学習の充実	20
1-4 こころとからだの健康づくりの推進	22
1-5 スポーツ・歴史・文化・芸術に親しむ環境づくり	24
1-6 多様性を尊重した共生社会の形成	26
2. 産業・観光	
『地域資源を活用した魅力あふれるまち』	29
2-1 企業誘致・定着の推進	30
2-2 新たな価値を創出する産業基盤づくり	32
2-3 商工業の活性化の支援	34
2-4 特色を活かした農林業の振興	36
2-5 地域が潤う観光まちづくりの推進	38
2-6 富士山麓の魅力を活かしたスポーツツーリズムの 推進	40

3. 環境・防災・医療・福祉

『安全・安心に住み続けられるまち』	43
3-1 環境に配慮した持続可能な社会の形成	44
3-2 災害に強くしなやかな地域社会の形成	46
3-3 安全な生活と交通の確保	50
3-4 安心して暮らせる地域医療体制の確保	52
3-5 地域で支え合う福祉の充実	54

4. 都市・交通・社会基盤

『将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち』	57
4-1 次世代型近未来都市の形成	58
4-2 駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進....	60
4-3 良好な景観と良質な住環境の形成.....	62
4-4 誰もが移動しやすい交通環境の整備.....	62
4-5 利便性の高い道路網の整備・保全.....	66
4-6 豊かで良質な水道水の安定供給.....	68
4-7 衛生的で快適な下水道の整備・保全.....	70

5. 市民自治・都市経営

『時代のニーズに応えられるまち』	73
5-1 市民自治によるコミュニティの促進.....	74
5-2 すその魅力を高めるシティプロモーションの推進.	76
5-3 市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進.	78
5-4 公共施設等マネジメントの推進.....	80
5-5 持続可能な行財政運営の推進	82
5-6 時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築.....	84
5-7 開かれた議会運営の支援	86
5-8 適正な監査事務の促進	88



参考資料

資料 1 総合戦略の効果検証及び人口の将来展望

資料 2 策定体制と策定経過

1. 策定体制
2. 策定経過

資料 3 補野市総合計画審議会

1. 委員構成
2. 諒問書及び答申書
3. 補野市総合計画審議会条例

資料 4 補野市総合計画策定委員会

1. 委員構成
2. 要綱

資料 5 補野市総合計画策定協議会

1. 委員構成
2. 要綱

資料 6 パブリックコメント制度

資料 7 用語解説

前期基本計画

前期基本計画

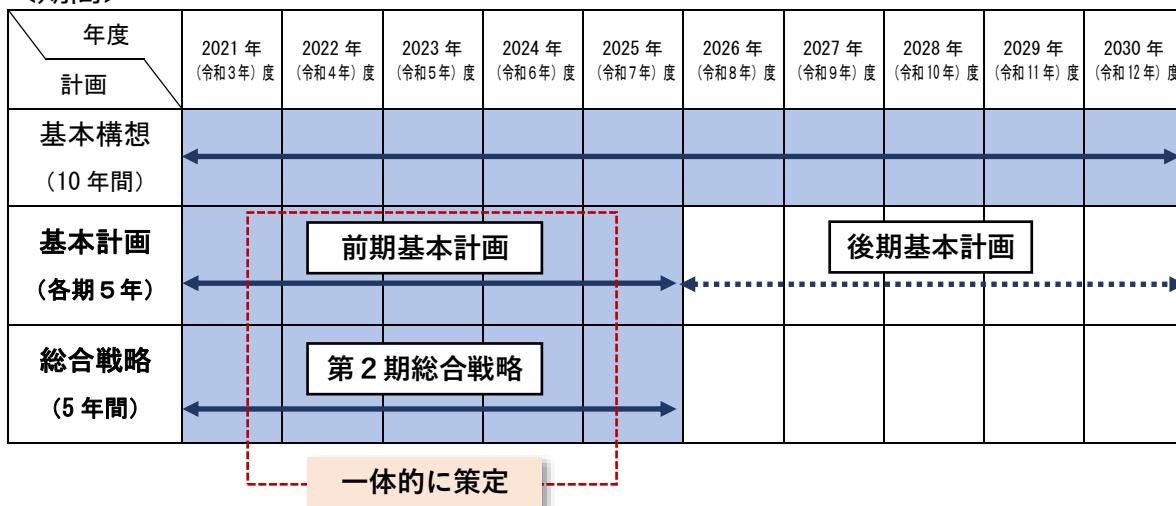
第1章 前期基本計画の策定にあたって

1. 前期基本計画の位置づけと期間

前期基本計画は、第5次裾野市総合計画基本構想で示した本市の将来像「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を実現するために、施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を明示するものです。また、人口減少時代への対応として、裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、裾野市総合戦略）と一緒に取組みを推進する必要があります。

そこで、第2期裾野市総合戦略を前期基本計画に含めることとし、計画期間を2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

＜期間＞



2. 計画の構成

前期基本計画は、以下の3章で構成します。

第1章「前期基本計画の策定にあたって」では、本計画の位置づけと期間、構成を示しています。

第2章「前期基本計画と総合戦略の関係」では、施策の大綱と国における基本目標の関係、施策の大綱ごとの目標を示しています。

第3章「施策の柱」では、基本構想における「施策の大綱」に基づき、施策の柱ごとに5年後のありたい姿、まちの達成指標、施策の柱の方向性、施策実現の手段（基本事業）を示しています。

第2章 前期基本計画と総合戦略の関係

1. 施策の大綱と国における基本目標の関係

日本の人口は、2008年（平成20年）をピークに減少に転じており、今後さらに人口減少・少子高齢化が急速に進行することが予想されます。そのような中、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期（2015年度～2019年度））」が閣議決定され、人口減少に対応する具体的な取組みが進められています。第2期（2020年度～2024年度）においても、第1期からの「継続を力」にし、「関係人口」の創出・拡大や「Society5.0」の実現に向けた技術の活用など、新たな視点による取組みを進めることとしています。

本市においては、2015年（平成27年）10月に裾野市総合戦略を策定し、「富士山の裾野 田園未来都市 すその」に向けた取組みを進めてきました。第2期裾野市総合戦略の策定にあたっては、第5次裾野市総合計画前期基本計画と策定時期や計画年度が重複すること、人口減少社会における子育て支援や地域産業の活性化、安全・安心のまちづくりに向けた取組みについて両計画を連動させて推進する必要があることから、第5次裾野市総合計画前期基本計画と第2期裾野市総合戦略を一体的に策定することとします。

そのため、第5次裾野市総合計画前期基本計画に第2期裾野市総合戦略を含めるものとし、国における第2期地方創生の4つの基本目標及び2つの横断的な目標との関係性を明示します。

また、2015年（平成27年）3月に「結婚から子育てまで」の切れ目のない支援を行うための骨太の計画として策定した「裾野市少子化対策強化基本計画」についても、前期基本計画に内包して、福祉や教育分野等の連携により取り組むこととします。

■国における第2期地方創生の基本目標と2つの横断的な目標

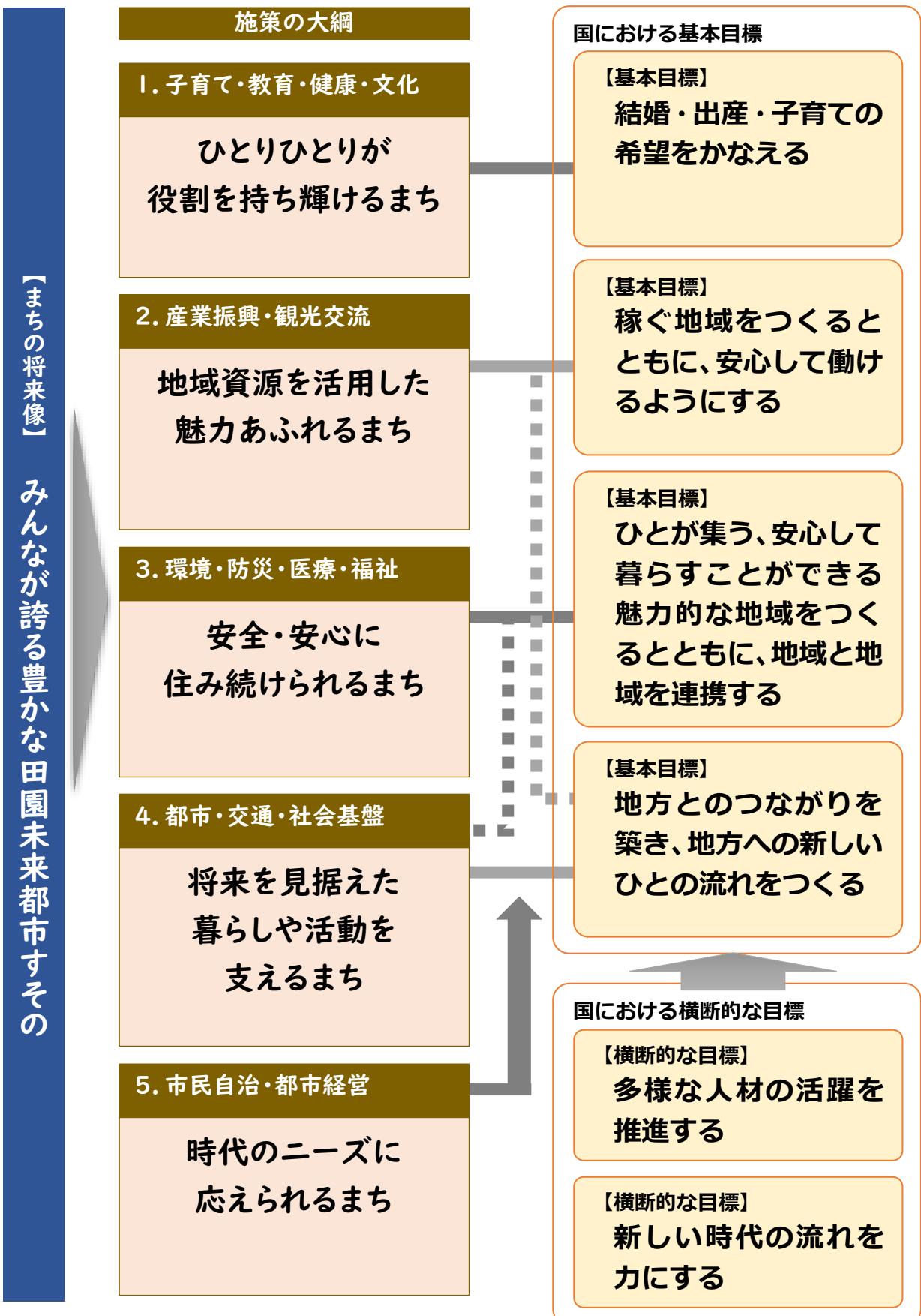
【基本目標】

1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
 - 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 安心して働く環境の実現
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
 - 地方への移住・定着の推進
 - 地方とのつながりの構築
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるとともに、地域と地域を連携する
 - 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標】

1. 多様な人材の活躍を推進する
 - 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - 誰もが活躍する地域社会の推進
2. 新しい時代の流れを力にする
 - 地域における Society5.0 の推進
 - 地方創生 S D G s の実現などの持続可能なまちづくり

■施策の大綱と国における基本目標の関係



2. 施策の大綱ごとの基本目標

大綱①

ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち

【SDG s（持続可能な開発目標）】



子育て世代に選ばれるまちに向けて、安心して妊娠から出産、子育てができ、切れ目なく多様なニーズに応える子育て支援や本市の地域資源を活用した地域教育の推進を図ることで、子育てしやすいまちを目指し、**普通出生率の維持**を目指します。

また、性別や年齢などにとらわれることなく、個性や多様性を尊重し、自らの意思によって多様なライフスタイルが選択できるまちづくりを推進し、誰もが住みやすく活躍できる社会の形成に取り組み、「地域は住みやすい」と答える市民の割合の増加を目指します。

【基本目標】

普通出生率	現状値（2018年） 9.1%	⇒ 維持
「地域は住みやすい」と答える市民の割合	現状値（2019年） 59.4%	⇒ 増加

大綱②

地域資源を活用した魅力あふれるまち

【SDG s（持続可能な開発目標）】



首都圏からの移住定住や、首都圏に出た子どもたちが戻ってきやすいように、働く場所の確保と雇用の創出を図るほか、地域産業の発展に向けた商工業の活性化や裾野市らしい特色を活かした農林業の振興により、1人当たり市民所得の増加を目指します。

また、本市の魅力である富士山を始めとする地域資源を活かした観光まちづくりの推進や、標高差を活かしたスポーツツーリズムの取組み等により、観光交流客数の増加を目指します。

【基本目標】

1人当たり市民所得額	現状値（2018年度） 3,303千円	⇒ 増加
観光交流客数	現状値（2018年度） 2,285千人	⇒ 増加

大綱③ 安全・安心に住み続けられるまち

【SDG s（持続可能な開発目標）】



環境に配慮した持続可能な社会の形成を図るとともに、地震や風水害などの自然災害対策により、想定される大規模地震による犠牲者を最小にすることを目指します。

また、人生100年時代を迎え、市民が健康的で安心できる生活を送れるようにするため、地域医療体制の充実・確保や地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進により、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられる社会の形成を図ることで「住み続けたい」と答える市民の割合の増加を目指します。

【基本目標】

想定される大規模地震による人的被害 (死者者及び重傷者数)	現状値（2013年度） 約255人	⇒ 最小
「住み続けたい」と答える市民の割合	現状値（2019年） 67.1%	⇒ 増加

大綱④ 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち

【SDG s（持続可能な開発目標）】



また、人口減少の進行によってますます顕在化する地域課題を克服するため、ウーブン・シティとの連携を視野に入れ、先進技術を活用した次世代型近未来都市の形成に取り組みます。

さらに、裾野駅や岩波駅周辺の拠点づくりや良質な住環境の形成、誰もが移動しやすい交通環境の形成等により、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市づくりにより、人口の社会増減の均衡及び市民の生活満足度の向上を目指します。

【基本目標】

人口の社会増減	現状値（2018年） △386人	⇒ 均衡
市民の生活満足度（普通以上）	現状値（2019年） 82.3%	⇒ 向上

大綱⑤ 時代のニーズに応えられるまち

【SDGs（持続可能な開発目標）】



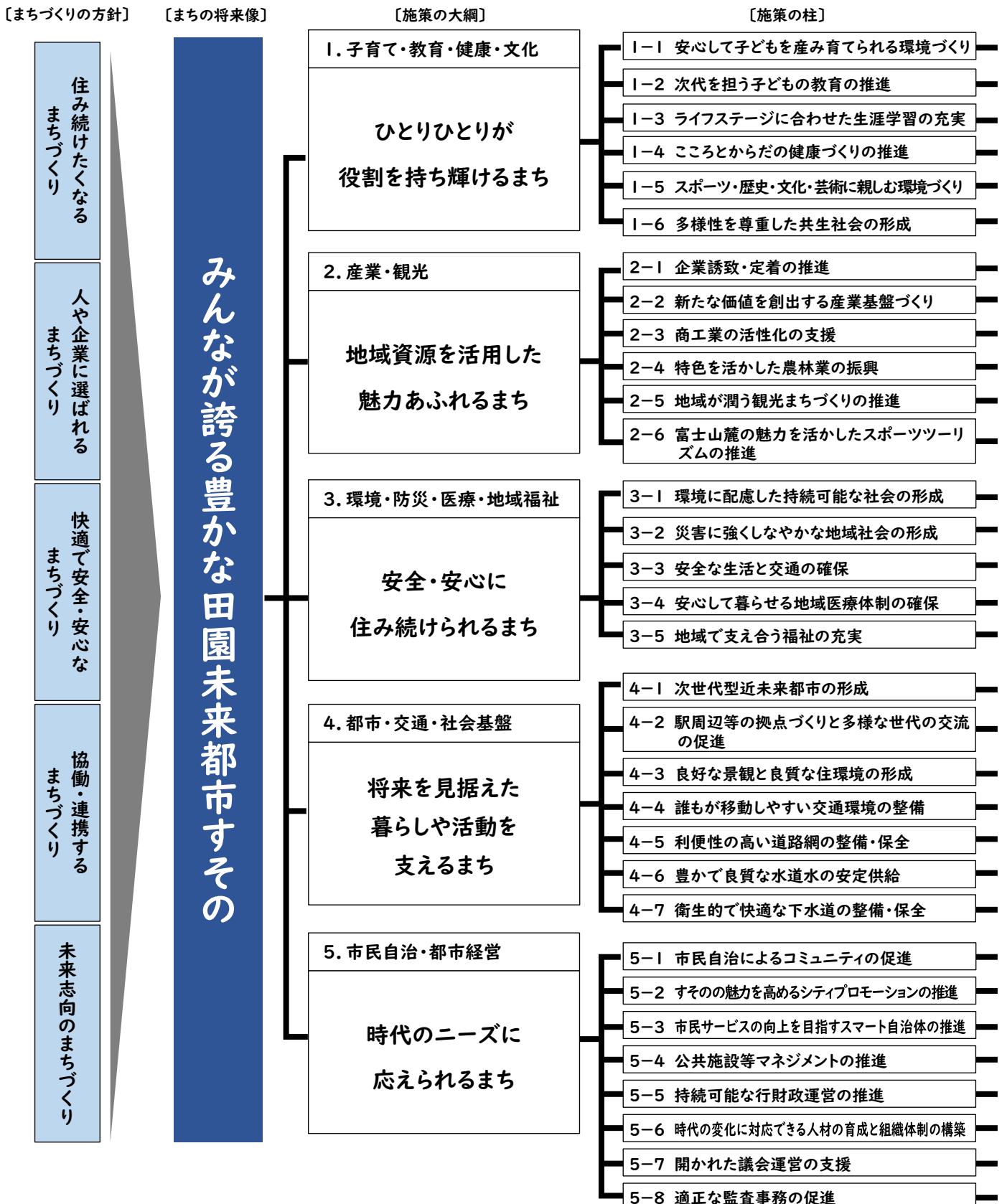
本市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションを展開するとともに、裾野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進を図ることにより、地域に対する市民の誇りや愛着度を高めるほか、市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進や持続可能な行財政運営を図ることにより、市政に対する市民満足度の向上を目指します。

【基本目標】

市政に対する市民満足度(普通以上)	現状値（2019年） 54.2%	⇒ 向上
-------------------	---------------------	------

第3章 施策の柱

1. 施策の体系



〔基本事業〕

- (1) 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり、(2) 母子支援体制の充実、(3) 保育サービスの充実と質の向上、
(4) 教育・保育施設の適正化、(5) 幼児教育の充実と質の向上、(6) 子育ての相談体制の充実、(7) 子育て支援・応援体制の充実、
(8) 放課後の居場所づくりの推進、(9) 子育て世帯への経済的支援
- (1) 豊かな人間性、生きる力の育成、(2) 健やかな成長の推進、(3) ひとりひとりを大切にする教育の推進、(4) 学校の教育力の向上、
(5) 時代に即した学校環境整備の充実、(6) 地域とともにある学校づくり
- (1) 学習環境の充実、(2) 学習機会の充実、(3) 公民館活動の充実、(4) 青少年の育成支援、(5) 育成主体への支援
- (1) 健康意識の啓発、(2) 健康づくりプログラムの充実、(3) 疾病予防・重症化予防の推進、(4) 市民参加の体制づくり
- (1) 生涯スポーツの推進、(2) スポーツ関連施設の整備・充実、(3) 文化財や文化活動の保存・保護、(4) 文化活動の振興、
(5) 図書館サービスの充実
- (1) 男女共同参画の推進、(2) 多文化共生の推進
- (1) 企業誘致の推進、(2) 企業立地維持の推進、(3) 地下水の適正利用
- (1) 創業・起業しやすい環境づくり、(2) 産業連携の推進
- (1) 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援、(2) 商店街の活性化、(3) 勤労者福祉環境の充実
- (1) 営農環境改善のための基盤整備、(2) 後継者の確保と支援、(3) 特産化・六次産業化の推進、
(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用、(5) 森林資源の有効活用、(6) 有害鳥獣対策の推進
- (1) 地域資源の再創造による交流人口の拡大、(2) 観光推進体制及び基盤の構築
- (1) スポーツ合宿の誘致、(2) 東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースレガシー創出に係る取組の推進
- (1) 環境満足度の向上に向けた取組みの推進、(2) ごみ減量と6Rの推進、(3) 地球温暖化対策の推進、
(4) 処理槽の適正管理と河川・地下水質の保全 (5) 環境施設の更新整備・延命化、(6) 地域循環共生圏の形成
- (1) 防災力・減災力の強化、(2) 実践的な防災訓練の実施、(3) 河川の整備、(4) 洪水や土砂崩れの危険箇所の把握・整備の要望、
(5) 森林の多面的機能の保全、(6) 東富士演習場関連の環境整備
- (1) 防犯体制の充実、(2) 消費者支援の充実、(3) 交通安全体制の充実、(4) 歩道や通学路の整備、(5) 被害者等の救済、
(6) 東富士演習場関連の調整・対策
- (1) 休日夜間等救急医療体制の継続、(2) 国民健康保険事業の運営・充実、(3) 後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実
- (1) 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の充実、(2) 地域福祉サービスの充実、(3) 高齢者の活動的な暮らしの支援、
(4) 福祉サービスの充実、(5) 国民年金事業の運営・充実、(6) 介護保険事業の運営・充実、(7) 障がい福祉サービスの充実
- (1) ウーブン・シティと連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進、(2) 計画的土地利用の推進、(3) 規制緩和の検討・要望
- (1) 裕野駅周辺整備等の推進、(2) 岩波駅・東名裕野 IC 周辺整備の推進、(3) 深良新市街地整備の推進、
(4) 市街地の低・未利用地の活用
- (1) 魅力ある景観の形成、(2) 公園・緑地の整備及び維持管理、(3) 安全で良質な住宅ストックの形成、(4) 市営住宅の整備、維持管理
- (1) 公共交通網の維持・確保、(2) 新たな公共交通システムの検討・導入、(3) 市民・公共交通事業者との調整
- (1) 広域幹線道路の整備、(2) 主要幹線道路の整備、(3) 生活道路の整備、(4) 道路の管理・維持補修、(5) 踏切道の改良
- (1) 上水道施設の更新、(2) 水道事業経営の健全化、(3) 簡易水道施設の更新
- (1) 下水道の整備と保全、(2) 安定的な使用料収入の確保
- (1) 自治会等との連携推進と活動支援、(2) コミュニティ活動の環境整備、(3) 協働に対する行政職員の意識改革
- (1) シティープロモーションの強化・充実、(2) 裕野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進、(3) ふるさと納税の推進、
(4) 情報発信の強化、(5) 市民意見の市政への反映
- (1) スマート自治体の構築・運用、(2) データ利活用の推進、(3) 各施策への ICT 導入の推進
- (1) 公共施設等の計画的な管理・最適化
- (1) 絶え間ない財政改革の推進、(2) 効率的な行政運営の推進、(3) 健全な財政運営の推進、(4) 公正な税務の執行、
(5) 適正な会計処理の管理
- (1) 中長期的な視点に立った人材育成の実施、(2) 行政課題に適応した組織体制の構築
- (1) 議会の活性化支援、(2) 情報提供機能の充実
- (1) 監査機能の充実強化、(2) 監査等の結果の情報発信

2. 前期基本計画の見方

「施策の柱」は、事業、取組みの骨格となる柱です

「ありたい姿」は、この柱の取組みにより目標年次である2025年に達成したい裾野市の姿を示します

「成果指標」は、ありたい姿の達成状況を推し量るための指標であり、2025年にめざす目標値を示します

「現況と課題」は、ありたい姿や成果指標、この計画での取組みなどの背景となる現状と、そこから見える課題を示します

「施策の柱の方向性」は、この施策の柱で取り組む、具体的な方向性を示します

2-4 特色を活かした農林業の振興

■ありたい姿

新たな担い手と共に、収益性や裾野市らしさがある農林業に取り組んでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
認定農業者数（認定新規就農者含む）	27人 (2018年)	30人 (2025年)
戦略作物、特産作物の作付面積	20.4ha (2018年)	25ha (2025年)
間伐の実施面積	118.8ha (2018年)	150ha (2025年)

■現況と課題

- 市内の農林業は、事業者の高齢化や後継者問題等により耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が増えていることから、農地利用集積や必要な基盤への集中的投資などを行っていく必要があります。
- 農林業の担い手不足解消に向けて、農業委員会等と連携した担い手の育成支援や後継者相談、農用地の利用調整あっせん等、担い手の確保・育成を行っていく必要があります。
- 地域の特色を生かした戦略的作物として、キアヌやそばの栽培を行っており、今後も特産化や消費、販売経路の開発などを進めていく必要があります。
- 食の安全に対する関心の高まりの中、地産地消の動きの中で学校給食や直売所での地元野菜の供給が進んでおり、今後も地元の農業への関心を高め保全していく必要があります。
- 裾野市の森林は市域の約63%を占め、その多くはスギやヒノキの人工林となっており、今後も災害に強く地下水を守る森林を適正に整備し活用していく必要があります。
- サルやシカなどによる農林作物の被害に対して、獣友会等と連携した捕獲やパトロール、防護柵設置補助などの有害鳥獣対策を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 農林業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が増加傾向にある中、裾野市の特性を生かした農林業に取り組める環境を整備し、新たな担い手の発掘や既存農林業者の事業継続を目指します。

「施策実現の手段（基本事業）」は、この柱で取り組む具体的な施策の内容と主な取組み、担当課を示します

SDGsの17の目標のうち、この施策の柱に関連する主なものをマークで示します



■施策実現の手段（基本事業）

2-4-(1) 営農環境改善のための基盤整備

農林振興課

- は場整備事業等により、公共用地等の非農用地を創出し、土地利用の秩序化を行います。また、田畠及び農道を整備することにより、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 【主な取組み】
○は場整備(深良大洞川土地改良区)
○市道1-4号線舗装修理工事

2-4-(2) 後継者の確保と支援

農林振興課

- 農林業者の所得向上につながる支援を継続しつつ、次世代の担い手の確保を推進します。
- 【主な取組み】
○就農希望者支援
○担い手の確保

2-4-(3) 特産化、六次産業化の推進

農林振興課

- 戦略作物等の耕作者に対する支援を行い、市内耕作放棄地の解消を目指します。
- 収穫した作物の六次産業化に向けた支援を行い、農業者の所得向上を目指します。
- 【主な取組み】
○戦略作物（そば）の栽培
○戦略作物（キヌア）の試験栽培
○緑化作物の栽培

2-4-(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用

農林振興課

- 適切な制度運用を図り、優良農地の保全に努めます。農業に携わる機会を創出し、農業に対する意識の向上と耕作放棄地の解消を目指します。
- 【主な取組み】
○農業体験の実施
○適切な制度運用
○耕作放棄地の解消

2-4-(5) 森林資源の有効活用

農林振興課

- 森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備を実施します。
- 【主な取組み】
○間伐の推進
○基幹林道の整備

2-4-(6) 有害鳥獣対策の推進

農林振興課

「関連計画」は、この柱の施策に関連する、進行中の市の個別計画を示します

- 朋友会や鳥獣被害対策実施隊等と連携し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。
- 【主な取組み】
○有害鳥獣の捕獲
○鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動の実施
○鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動の実施

■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）
○裾野市農業振興地域整備計画（2017～2022）
○裾野市鳥獣被害防止計画（2021～2023）
○裾野市森林整備計画（2016～2025）
○裾野市特定間伐等促進計画（2021～2028）

I. 子育て・教育・健康・文化

ひとりひとりが
役割を持ち輝けるまち

1－1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

■ありたい姿

子育て世代の負担軽減と不安解消が図られ、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
健康診査（1歳6か月児、3歳児、妊婦、産婦）の受診率	1歳6か月児 100.5% 3歳児 98.0% 妊婦 90.6% 産婦 87.0% (2018年)	100% (2025年)
保育所待機児童数	0人 (2018年)	0人 (2025年)

■現状と課題

- 昨今の晩婚化や非婚化も少子化の一因とみられることから、妊娠や出産への支援だけでなく、出会いや結婚支援も求められています。
- 核家族化が進む中で、妊娠から出産、子育てに向き合う**母親**の身体の健康だけでなく、産後うつなど精神面でのサポートも含めた支援が必要となっています。
- 子どもの健やかな成長・発達の促進や、疾病・障がいの早期発見・早期支援を図るため、各種健康診査や相談・教育の充実と関係機関との連携が必要です。**
- 多様化する**教育・保育**ニーズに対応する必要があるほか、老朽化が進む施設を適切に管理しながら施設の統合、民営化等により、施設配置の**適正化**を図る必要があります。
- 家庭内でのトラブルなどで支援が必要な子どもや世帯に対して、身近な相談体制や地域ぐるみで子育てを支援する仕組みが必要となっています。
- 子育て中の親が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育や放課後児童育成などの体制の充実が求められています。
- 家庭で食事を十分に与えられていない子どもの貧困問題、ひとり親家庭への支援、子どもの医療費や教育費をはじめ、子どもたちが健やかに成長していくために必要な経済的支援が求められています。

■施策の柱の方向性

- 多様化する子育て支援へのニーズに答えるため、包括的な子育て支援が求められています。安心して子育てができるよう、切れ目のない支援サービスにより子育て世代を応援し、子育てしやすいまちを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-1-(1) 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり

戦略広報課、子育て支援課、

健康推進課

- 少子化の根本的な原因の一つである非婚化・晩婚化を解決するために、結婚支援につながる出会いの場を創出します。
- 思春期の生徒を対象に妊娠・出産・子育てなどの正しい知識を学び、生徒自身のライフプランを考えるきっかけづくりの教育を提供します。
- 子どもを希望する方の不妊治療や不育症治療などの経済的支援を行います。

【主な取組み】

- 婚活支援
- 中学生向けライフプランセミナー等の開催
- 不妊治療・不育症治療に対する費用助成

1-1-(2) 母子支援体制の充実

健康推進課

- 妊娠時から、子育て支援のための体系的な健康相談・健康教育の内容の充実を図るとともに、知識や情報の提供だけでなく、実践に移せるような支援・指導・教育を実施します。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等が相談支援を実施し切れ目ない支援体制を構築します。

【主な取組み】

- 妊娠健康診査
- 産婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 1歳6か月児・3歳児健康診査

1-1-(3) 保育サービスの充実と質の向上

保育課

- 支援を必要とする子どもの増加や、多様化する保育ニーズに対応しながら、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子どもの成長を支援します。

【主な取組み】

- 保育士の適正配置
- 保育の質の向上
- 延長保育・預かり保育事業の充実
- 地域子育て支援拠点の充実
- 小学校との連携体制の整備

1-1-(4) 教育・保育施設の適正化

保育課

- 老朽化が進む施設を適切に管理しながら、「幼稚園施設整備基本構想(改訂版)」に基づき、幼稚園及び保育園の認定こども園化、統合、民営化等により施設配置の適正化を図ります。

【主な取組み】

- 認定こども園化
- 幼稚園施設の再配置
- 幼稚園施設の民営化

1-1-(5) 幼児教育の充実と質の向上

保育課

- 子どもたちひとりひとりの個性と発達の段階を踏まえ、集団生活や遊びを通して健やかな心身の育成を進めるとともに、小学校との連携強化に努めます。

【主な取組み】

- 幼稚園教諭の適正配置
- 公立幼稚園・保育園への A L T 配置
- 小学校との連携体制の整備
- 教育の質の向上

1-1-(6) 子育ての相談体制の充実

健康推進課、子育て支援課、保育課、

障がい福祉課

- 児童に関する相談体制の充実と、関係機関との情報連携を強化します。

【主な取組み】

- 乳幼児健康相談事業
- 要保護児童対策地域協議会等による連携体制の強化
- 児童虐待防止の啓発活動
- こども家庭総合支援拠点事業
- 家庭児童相談体制の強化

1-1-(7) 子育て支援・応援体制の充実

健康推進課、子育て支援課、保育課、

障がい福祉課、社会福祉課、学校教育課、生涯学習課

- 安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係るあらゆる機関が繋がることで、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

【主な取組み】

- 子育て世代包括支援センター事業
- 子育てに係る団体への事業支援
- 子育て相談支援員配置事業

1-1-(8) 放課後の居場所づくりの推進

教育総務課

- 昼間保護者がいない家庭の小学生の児童（1年生～6年生）に対し、放課後児童室において適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。

【主な取組み】

- 放課後児童室の開設、維持管理
- 放課後児童室の運営委託

1-1-(9) 子育て世帯への経済的支援

子育て支援課

- 児童手当等の支給や医療費の助成による子育て世帯への経済的な支援を実施します。

【主な取組み】

- 児童手当等支給事業
- 医療費の助成
- ひとり親支援
- 子ども及び子育て家庭の貧困対策

■関連計画

○第2次裾野市母子保健計画（2021～2031）

○第2期裾野市教育振興基本計画（2021～

2025）

○第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画
(2020～2024)

1－2 次代を担う子どもの教育の推進

■ありたい姿

多様な人々と関わりながら主体的に考え、未来を切り拓く児童生徒が育っています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学生 87% 中学生 69% (2018年)	小学生 90% 中学生 80% (2025年)
他と関わりながら、住みやすい社会を作るために、何かしようとしている児童・生徒の割合	小学生 67% 中学生 47% (2018年)	小学生 75% 中学生 80% (2025年)

■現況と課題

- 国際化、高度情報化が進む中、世の中や社会の動きに关心をもち、持続可能な社会の担い手として活躍できる人材を育成していくことが求められています。
- 子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、子どもたち自らが心身の健康に关心をもち、生涯にわたって心身の健康を維持増進できるような仕組みづくりが必要です。
- 問題行動やいじめ、不登校などに対して、できるだけ早期に発見し対応できる体制を整えていくことが求められています。
- 次代を担う子どもたちへ質の高い教育を提供できるよう、安全で快適な学校環境及びICT機器等の整備や指導力豊かな教職員の育成を行っていく必要があります。
- 学校における教育活動が多岐にわたり、教職員への負担増加が指摘されている中、保護者・支援団体と連携し地域全体で子どもを見守り育てる学校づくりが求められています。

■施策の柱の方向性

- 多様な人々との関わりは、子どもたち同士や教職員との関係だけでなく、地域社会やインターネットを通した広がりの中に創出され、子どもたちは多くの課題を持続可能な社会の創り手として他の人と協働しながら考え方行動します。そのためには、出会いの場として地域とのより密接な関係、ICT環境の整備、英語をはじめとした多様な言語や考え方に出会えるようにすること、また、子どもたちの出会いを創出し、つなぐことのできる教員の資質向上を目指します。また、安全安心のもと、これからの中長期的な社会要求事項に則した環境整備を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-2-(1) 豊かな人間性、生きる力の育成

□持続可能な社会の担い手として、多くの人と出会い、様々な体験を通して、他と協働し、よりよい社会やよりよい未来を創っていこうという柔軟でたくましい人間性を育成します。

学校教育課

【主な取組み】

- 「ほんものとふれあう学習」
- ふるさと学習（シティズンシップ教育）の推進
- 国際理解教育の推進

1-2-(2) 健やかな成長の推進

□子どもたちの心身の健康のために、体力向上も含めた健康教育の充実を図るとともに、がんや自殺といった現代が抱える課題に対応する教育を推進します。

学校教育課、教育総務課

【主な取組み】

- 体力向上の推進
- 心身ともに健康な体づくりの推進
- 栄養教諭と連携した食育指導の推進
- 安全安心な学校給食の提供

1-2-(3) ひとりひとりを大切にする教育の推進

□様々な悩みを抱える児童生徒の支えとなり、ひとりひとりがいきいきと生活するためのきめ細かな対応ができるように研修を充実させるとともに、人的支援と物的支援を行います。

学校教育課

【主な取組み】

- 子どもに寄り添った特別支援教育の充実
- いじめや不登校に対する支援体制の充実
- 人権教育の推進

1-2-(4) 学校の教育力の向上

□学習指導要領のもと、新しい時代に必要な資質・能力を正しく捉え、時代に合った教育を進めるとともに、ひとりひとりの学びを保障し、支えるための支援体制を構築します。

学校教育課

【主な取組み】

- 学習支援拠点「学びの森」による教員支援
- 学び続ける教員を支える研修会の実施

1-2-(5) 時代に即した学校環境整備の充実

□学校施設の老朽化が進む中、学校環境を安全に維持管理します。学習指導要領に合わせICT機器等の環境整備を推進していきます。

学校教育課、教育総務課

【主な取組み】

- I C T機器の整備
- I C T活用研修会等の実施
- 小中学校管理運営事業
- 学校適正規模・適正配置検討事業

1-2-(6) 地域とともにある学校づくり

□未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域と共有し、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めます。

学校教育課、生涯学習課

【主な取組み】

- コミュニティ・スクールの推進
- しづおか寺子屋創出事業による学習支援
- 地域学校協働活動による学校支援

■関連計画

○第2期裾野市教育振興基本計画（2021～2025）

○学校教育の情報化推進計画（2021～2025）

○第2次いのちを支える裾野市自殺総合対策計画（2021～）

1－3 ライフステージに合わせた生涯学習の充実

■ありたい姿

世代に応じた学習機会の提供により、生涯学習活動に参加する市民が増えています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
過去1年間に生涯学習をしたことがある人の割合	— (2018年)	60% (2025年)
過去1年間に青少年育成活動に関わったことがある人の割合	— (2018年)	■■■ (2025年)

■現況と課題

- 人生をより豊かなものとするためには、生涯にわたって自らの能力を高める生涯学習を充実し、学びの成果を適切に活かし活躍できるようにすることが必要となっています。
- 若者から高齢者まで幅広い世代が継続的に学習できるよう、年代やライフスタイルに応じた学習機会の提供や学習した成果を地域社会に活かしていく環境づくりが求められます。
- 人間関係や将来に不安を抱く青少年に関する問題が複雑化しているため、次世代を担う青少年が社会の一員として主体的に生きられるよう、地域総ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民が生涯にわたって生きがいを持ち、学習ができる地域社会の実現を目指すため、生涯学習活動ができる機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。
- 公民館講座のあり方を検討し、自主的サークル活動（公民館活動）の支援を図り、学び集うことで人とのつながりを通じた地域の形成を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-3-(1) 学習環境の充実

□生涯学習・社会教育環境の整備・充実とともに、指定管理者と連携して生涯学習センターの有効活用を図ります。

生涯学習課

【主な取組み】

- 生涯学習センターの利用促進
- 生涯学習センター情報誌発行

1-3-(2) 学習機会の充実

□生涯学習センターの事業を通して、より市民のニーズに合った講座等を開設します。

生涯学習課

□地域課題や社会的課題を解決するための場の提供や、学習機会を提供し、自ら課題解決できる人材の育成を推進します。

【主な取組み】

- 生涯学習センター自主事業

1-3-(3) 公民館活動の充実

□公民館講座の実施と施設の安定的で効率的な管理運営を行います。

鈴木図書館

【主な取組み】

- 公民館講座の充実
- 公民館講座作品展示会の開催
- 公民館等の利用促進

1-3-(4) 青少年の育成支援

生涯学習課

□青少年の育成活動の活動者を増やすため、青少年育成関係団体活動の指導者となる青年層の支援を行います。

【主な取組み】

- 青少年育成関係団体の活動支援
- 青少年補導センターの運営

1-3-(5) 育成主体への支援

生涯学習課

□家庭教育力を向上させる体制づくりを行います。

【主な取組み】

- 家庭教育講座の開催

■関連計画

○第2期裾野市教育振興基本計画（2021～2025）

○第5次裾野市地域福祉計画活動計画(2021～2025)

○第4次裾野市地域福祉計画（2021～2025）

1－4 こころとからだの健康づくりの推進

■ありたい姿

市民が自身の健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりを実践しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
自分の健康状態が健康であると答える人の割合	80% (2018年)	85% (2025年)
健康づくりの支援の満足度	19.8% (2018年)	25% (2025年)

■現況と課題

- 市民の健康を守るためにには、市民自らが健康に関心を持ち、健康の維持増進に取り組む意識を持つことが重要であり、さらなる啓発活動が求められています。
- 市民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、相談しやすい環境づくりや参加しやすいプログラムの充実を行っていく必要があります。
- がんやその他の疾病の早期発見、早期治療に向けて、がん検診や各種健康診査の受診率を向上させていく必要があります。
- 従来の感染症や食中毒だけでなく新型の感染症への驚異は高まっており、感染拡大の予防や早期対応に向けて、正しい知識の普及や保健医療体制の整備を図っていく必要があります。
- 生活習慣病を予防し、心身ともに健やかに暮らしていくよう、市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりの取組みをさらに推進する必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民ひとりひとりが心身ともに健康で、年齢や性別を問わず心豊かに生活し、生きがいや幸せを実感できるように、地域の実情などを踏まえながら、全ての市民が自ら健康づくりを実践できる社会の実現を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-4-(1) 健康意識の啓発

□市民の健康意識を高揚するための啓発事業を実施します。

健康推進課

【主な取組み】

- 健康意識を高揚するための啓発事業の実施

1-4-(2) 健康づくりプログラムの充実

□市民自らがこころとからだの健康づくりに積極的に取り組めるよう、相談窓口の充実や多くの市民が参加できるような健康づくりプログラムを提供します。

健康推進課

【主な取組み】

- 運動やこころの健康づくりを推進する事業等の実施
- 健康相談窓口の充実

1-4-(3) 疾病予防・重症化予防の推進

□自身の健康状態の把握を促すため、がん検診をはじめとする各種健康診査の受診率向上を図ることにより、早期発見、早期治療を実施します。また、感染症予防・発病予防・重症化予防・感染症の蔓延予防を目的に予防接種に関する知識の普及啓発や予防接種率の向上を図ります。

健康推進課

【主な取組み】

- 定期予防接種に関する知識の普及と接種勧奨の実施
- 各種がん検診の受診率向上と啓発活動の実施
- 成人歯周疾患検診受診率向上と啓発活動の実施
- 検診後の健康相談や家庭訪問の実施

1-4-(4) 市民参加の体制づくり

□自ら健康対策への取り組みが実施できるよう市民が健康づくりに参加できる体制づくりを進めます。

健康推進課

【主な取組み】

- 歯科保健活動の円滑な推進
- 食育推進のための関係団体との情報交換や連携強化の推進

■関連計画

- 第2次すその健康増進プラン（2021～2031）
- 第3次裾野市食育推進計画（2021～2031）
- 第2次裾野市歯科保健計画（2021～2031）
- 第2次裾野市自殺総合対策計画（2021～2031）
- 第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（2018～2023）

1－5 スポーツ・歴史・文化・芸術に親しむ環境づくり

■ありたい姿

市民ひとりひとりがスポーツ・歴史・文化・芸術に親しんでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
週1回以上の運動習慣のある市民の割合	49.7% (2018年)	65% (2025年)
図書館の入館者数	119,761人 (2018年)	140,000人 (2025年)
市民文化センターの利用者数	215,217人 (2018年)	222,000人 (2025年)

■現況と課題

- 市民の生きがいづくりや健康・体力づくりを支援するためには、いつでも、どこでも、だれもが様々な運動、スポーツや健康づくりに親しめる環境づくりが重要です。
- 様々な年代のあらゆる市民が、スポーツに対する興味や関心を持ち多様な競技に親しめるよう、関連施設の整備・充実や活動を支援する体制づくりが求められています。
- 文化財は地域の歴史や文化を理解する上で貴重な資料であり、郷土愛の醸成にもつながります。富士山をはじめとした文化財を市民共有の財産として次世代へ継承していきため、文化財の価値が正しく評価され、その理解を深めることが必要となっています。
- 心豊かな生活が実感できる社会の実現のため、市民が文化芸術に親しむ機会を創出することが求められています。
- 図書館は市民が主体的に学び知識を身につける場であり、子どもたちをはじめ、障害のある方や高齢者などにも読書に親しめるようなサービスの充実が求められています。

■施策の柱の方向性

- 市民のスポーツ参加意欲の高揚や生活の中で文化芸術活動に触れられるまちづくりに向けて、スポーツや文化活動等に市民一人一人が親しむことができる環境づくりを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-5-(1) 生涯スポーツの推進

□年齢性別や障害の有無、支援の程度にかかわらず、市民の誰もがスポーツを楽しむことができるように、スポーツ教室の開催等を通じ、市民のスポーツ参加意欲の高揚を図るほか、市民の自発的なスポーツ活動の育成や関係諸団体への支援を行います。

生涯学習課、障がい福祉課

【主な取組み】

- 運動習慣の定着と拡大
- 子どもたちの体力向上
- 世代や障がいの程度に応じたスポーツ機会の創出、充実
- 地域スポーツ環境の整備

1-5-(2) スポーツ関連施設の整備・充実

生涯学習課

□老朽化の進む既存スポーツ施設の計画的な整備・改修、長寿命化を実施し、施設利用者の安全を確保します。また、指定管理者制度により民間のノウハウを活かし、施設の利便性向上を図ります。

【主な取組み】

- 各スポーツ施設の整備
- 学校開放事業の充実

1-5-(3) 文化財の保存・活用

生涯学習課

□市内の貴重な文化財や伝統文化を保護・継承し、
郷土愛を醸成するため、郷土の誇りである富士山や各種文化財について情報発信をし、活用を促進していきます。

【主な取組み】

- 富士山文化の振興
- 文化財の保護と活用

1-5-(4) 文化活動の振興

生涯学習課

□文化団体の育成支援とともに、文化施設の利活用促進や、文化活動の推進を図ります。指定管理者制度により民間のノウハウを生かし、文化普及振興や文化施設の整備充実を行います。

【主な取組み】

- 文化センターの利用促進
- 文化センターでの自主事業
- 市民芸術祭の開催

1-5-(5) 図書館サービスの充実

鈴木図書館

□多岐にわたる資料・情報の収集に努め、図書館資料の充実を図ります。
□シニアサービス、障がい者サービス等、新規の取組みも実施します。

【主な取組み】

- 図書館資料の充実
- 読書習慣の定着
- 講座・講演会、市民参加型イベントの開催

■関連計画

- 裾野市スポーツ推進計画（2021～2025）
- 第2期裾野市教育振興基本計画（2021～2025）

- 裾野市子ども読書活動推進計画（2019～2023）

1－6 多様性を尊重した共生社会の形成

■ありたい姿

自らの意思によって多様なライフスタイルが選択でき、市民が活躍しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる機会が確保されていると思う市民の割合	— (2018年)	50% (2025年)

■現況と課題

- あらゆる場において男女が共に責任をもって関わっていけるよう、一人ひとりの意識改革はもとより、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し等あらゆる分野で女性が活躍できる環境を整備する必要があります。
- グローバル化が進む中で、異なる文化、思想、生活様式を持った市民への理解を深め、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

■施策の柱の方向性

- これから的人口減少・少子高齢化の進む社会においては、女性も男性も、お年寄りも若者も、更には外国人も、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、誰もが活躍できる社会づくりが必要となります。様々な人々が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、共に責任を分かち合う、男女共同参画や多文化共生の地域づくりの実現に向け、多様なライフスタイルを可能にするための環境整備に取り組みます。こうした取組みを通して、市民一人ひとりのいきいきとした暮らしの実現を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

1-6-(1) 男女共同参画の推進

戦略広報課

□あらゆる場において人権を尊重し、男女等が共に責任をもって関わっていくことを促進するため、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し、地域における子育て・介護の支援拠点・相談体制の充実など、あらゆる分野で女性等が活躍できる環境の整備とともに一人ひとりの意識改革を図ります。

【主な取組み】

- 職業講話
- 男女共同参画推進講座

1-6-(2) 多文化共生の推進

戦略広報課

□地域社会の構成員として、外国人の社会参画を促す仕組みが必要であるため、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。

【主な取組み】

- 外国人相談
- 日本語教室

■関連計画

- 裾野市男女共同参画プラン「はじめのいっぽIV」(2022~2030)

2. 産業・観光

地域資源を活用した
魅力あふれるまち

2－1 企業誘致・定着の推進

■ありたい姿

企業誘致・立地維持に向けた基盤や体制が整っています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>企業立地・誘致に向けた事業用地の創出</u>	— (2018年)	<u>20 ha</u> (2025年)
工場立地法の届出件数	<u>6件／年</u> (2018年)	<u>5件／年</u> (2025年)

■現況と課題

- 企業を誘致するためには、他の地域や他市町と比較して本市の持つ特性や優位性を発信していく必要があります。
- 新たな企業の誘致に向けては、本市の豊富な水資源や都市部からの距離などの優位性を發揮できる事業用地の整備が求められています。
- 必要な基盤整備を行うとともに、進出する企業に対する設備投資等への補助や既存立地企業への経済活動維持への支援の充実を図っていく必要があります。
- 富士山の豊富な伏流水が流れる本市では地下水は貴重な資源であり、今後も適正に管理していく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 企業誘致を推進するため、新たな事業用地を創出するとともに、既存立地企業の投資対象として、また新規立地希望企業の検討対象として、企業に選ばれるための基盤づくりや体制の整備を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-1-(1) 企業誘致の推進

- 企業誘致を推進するため、新たな事業用地の創出に向けた取組みを行います。
- 企業・事業者の立地や設備投資の促進を目指した補助制度や補助制度の補完的な認定制度を推進することで、企業・事業者の投資等の誘引を図ります。

みらい政策課・まちづくり課・産業振興課

【主な取組み】

- 土地利用調整・基盤整備
- 裾野市企業立地促進事業費補助制度

2-1-(2) 企業立地維持の推進

産業振興課

- 企業・事業所の経済活動を支援し、企業と地域の協力関係を高めることにより、企業の立地維持を図ります。

【主な取組み】

- 企業訪問

2-1-(3) 地下水の適正利用

みらい政策課

- 地下水を貴重な財産と位置づけ、適正な利用を推進するとともに、将来にわたり安定した地下水の保全を図ります。

【主な取組み】

- 地下水採取者協議会の運営
- 湧水量調査
- 井戸の管理

■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）

2－2 新たな価値を創出する産業基盤づくり

■ありたい姿

既存事業の拡大や創業・起業にチャレンジしやすい環境が整っています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>相談窓口によるサポートを受けた事業者の売上 増減割合の平均値</u>	— (2018年)	30%増 (2025年)
創業件数	2件／年 (2018年)	10件／年 (2025年)

■現況と課題

- 創業を希望する方に、商工会や民間の創業支援事業者と連携した窓口相談や専門的なアドバイス、金融機関の支援などを一体的に実施する中小企業・創業支援事業を開設しており、今後も周知を継続するとともに支援の充実を図っていく必要があります。
- 各産業分野に加えて金融機関や教育機関、報道機関等、いわゆる「産官学民金労」のあらゆる分野をつなぎ、発展的な事業拡大等に取り組む産業振興・産業連携事業について、産業拠点施設を中心にさらなる信頼関係の構築と事業の拡充が求められています。

■施策の柱の方向性

- 産業において、何かを始める・何かを拡張する・将来を見据えた取り組みをするなど、チャレンジする人材や企業の成長をサポートする取り組みを推進することにより、新たな価値の創出を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-2-(1) 創業・起業しやすい環境づくり

産業振興課

□地域産業の活性化に向けて、事業規模拡大、創業・起業の支援を着実に進めるために相談事業を推進します。

【主な取組み】

○中小企業支援・創業支援相談

2-2-(2) 産業連携の推進

産業振興課

□新たなまちづくりに向けた、あらゆる産業分野の連携と相互補完を進めるための信頼関係の構築を進めます。

【主な取組み】

○産業振興・産業連携事業

■関連計画

○裾野市産業基本計画（2017～2026）

2－3 商工業の活性化の支援

■ありたい姿

中小企業等への支援体制が構築されており、商店街では買い物しやすく活気のある商店が並んでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>中小企業支援における市の制度認定件数</u>	<u>32件</u> (2018年)	<u>50件</u> (2025年)
<u>商店街のキャッシュレス決済対応店舗割合</u>	－ % (2018年)	<u>60%</u> (2025年)

■現況と課題

- 市内の「産官学金労言」の各分野が連携して活性化を図るため、中小企業・小規模企業振興基本条例を策定しており、今後は各産業分野が連携して中小企業を活性化させるための仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 商店街の活性化に向けて、キャッシュレス決済の推進やイベントの実施などにより、商店街で買い物をすることがメリットとなるような仕掛けづくりが必要となっています。
- 中小企業における優秀な人材の確保、育成に向けて、技術向上や研修等への支援、福利厚生の向上など、企業の魅力を高め定着率を向上するための支援を図る必要があります。

■施策の柱の方向性

- 各産業分野が連携して中小企業を活性化させるための仕組みづくりを進めるほか、技術向上や研修等への支援、福利厚生の向上などにより、中小企業の人材の育成支援を目指します。
- 商店街でしか手に入らない物やサービスを提供するための支援や商店街が企画するイベント等を支援するほか、キャッシュレス決済に対応する店舗の増加を促進させるなど、商店街で買い物がしやすい環境づくりを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-3-(1) 中小企業・団体等の支援体制の構築・育成支援

産業振興課

□中小企業・小規模企業振興基本条例を推進していくにあたり、中小企業等振興推進会議を設置し、産官学金労言の連携で中小企業・小規模企業の支援体制を構築するとともに、育成支援していきます。

【主な取組み】

- 中小企業等振興推進会議の設置
- 中小企業・団体等への企業訪問
- すそのブランドの推進
- 利子補給等補助制度
- 認定制度の推進（先端設備導入計画等）

2-3-(2) 商店街の活性化

産業振興課

□各商店街が企画するイベント等を支援し商店街を回遊する買い物客を増やします。

【主な取組み】

- 商店街企画の支援

2-3-(3) 勤労者福祉環境の充実

産業振興課

□中小企業の振興並びに地域社会の発展に寄与するため、公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターが実施する勤労者の福祉向上を図る事業並びに、駿東地域職業訓練センターが実施する職業訓練や教育訓練事業を支援します。

【主な取組み】

- 公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンター支援事業
- 駿東地域職業訓練センター支援

■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）

2-4 特色を活かした農林業の振興

■ありたい姿

新たな担い手と共に、収益性や裾野市らしさがある農林業に取り組んでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
認定農業者数（認定新規就農者含む）	27人 (2018年)	30人 (2025年)
戦略作物、特産作物の作付面積	20.4ha (2018年)	25ha (2025年)
間伐の実施面積	118.8ha (2018年)	150ha (2025年)

■現況と課題

- 市内の農林業は、事業者の高齢化や後継者問題等により耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が増えていることから、農地利用集積や必要な基盤への集中的投資などを行っていく必要があります。
- 農林業の担い手不足解消に向けて、農業委員会と連携した担い手の育成支援や後継者相談、農用地の利用調整あっせん等、担い手の確保・育成を行っていく必要があります。
- 地域の特色を生かした戦略的作物として、キアヌやそばの栽培を行っており、今後も特産化や消費、販売経路の開発などを進めていく必要があります。
- 食の安全に対する関心が高まり、学校給食や直売所への地元野菜の供給が進んでいることから、今後も食や農に関する理解を高め、地産地消を推進していく必要があります。
- 裾野市の森林は市域の約63%を占め、その多くはスギやヒノキの人工林となっており、今後も災害に強く地下水を守る森林を適正に整備し活用していく必要があります。
- シカやイノシシなどによる農林作物の被害に対して、猟友会等と連携した捕獲やパトロール、防護柵設置補助などの有害鳥獣対策を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 農林業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地や手入れが行き届かない山林が増加傾向にある中、裾野市の特性を生かした農林業に取り組める環境を整備し、新たな担い手の発掘や既存農林業者の事業継続を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-4-(1) 営農環境改善のための基盤整備

農林振興課

□ほ場整備事業等により、公共用地等の非農用地を創出し、土地利用の秩序化を行います。また、田畠及び農道を整備することにより、耕作放棄地の発生を抑制します。

【主な取組み】

- ほ場整備(深良大洞川土地改良区)
- 市道1-4号線舗装補修工事

2-4-(2) 後継者の確保と支援

農林振興課

□農林業者の所得向上につながる支援を継続しつつ、次世代の担い手の確保を推進します。

【主な取組み】

- 就農希望者支援
- 担い手の確保

2-4-(3) 特産化、六次産業化の推進

農林振興課

□戦略作物等の耕作者に対する支援を行い、市内耕作放棄地の解消を目指します。
□収穫した作物の六次産業化に向けた支援を行い、農業者の所得向上を目指します。

【主な取組み】

- 戦略作物（そば）の栽培
- 戦略作物（キヌア）の試験栽培
- 緑化作物の栽培

2-4-(4) 農業を振興する地域を確保するための適切な制度運用

農林振興課

□適切な制度運用を図り、優良農地の保全に努めます。農業に携わる機会を創出し、農業に対する意識の向上と耕作放棄地の解消を目指します。

【主な取組み】

- 農業体験の実施
- 適切な制度運用
- 耕作放棄地の解消

2-4-(5) 森林資源の有効活用

農林振興課

□森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な森林整備を実施します。

【主な取組み】

- 間伐の推進
- 基幹林道の整備

2-4-(6) 有害鳥獣対策の推進

農林振興課

□猟友会や鳥獣被害対策実施隊等と連携し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ります。

【主な取組み】

- 有害鳥獣の捕獲
- 鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動の実施

■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）
- 裾野市農業振興地域整備計画（2017～2022）
- 裾野市鳥獣被害防止計画（2021～2023）

- 裾野市森林整備計画（2016～2025）
- 裾野市特定間伐等促進計画（2021～2028）

2－5 地域が潤う観光まちづくりの推進

■ありたい姿

裾野市の魅力を観光に生かし、裾野市にまた来たい、裾野市を人にすすめたいと感じる人が増えています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
観光レクリエーション客数	2,130 千人 (2018 年)	2,200 千人 (2025 年)
市内宿泊客数	156 千人 (2018 年)	165 千人 (2025 年)

■現況と課題

- 富士山をはじめとして、地域ならではの体験や交流などの“コト消費”需要への対応を図るとともに、来訪者の地域内消費を引き上げていく必要があります。
- 市内観光事業者と共に観光振興に取り組む体制を構築していく必要があります。
- 公共観光施設の安全性を確保するとともに、多様な受入れが可能となるような環境整備を進めていく必要があります。
- 宿泊の需要に応じて宿泊できる施設を増やしていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 裾野市には、世界遺産富士山の景観や歴史文化、夏まつりなどのイベント、山麓を活用した観光など、集客力のある観光資源があります。これらの魅力的な観光資源を活かした事業展開により交流人口の拡大を図るとともに、新たな“着地型観光”的な取組みを支援し、当地ならではの体験・交流により裾野市のファンを増やしながら、来訪者の地域内消費引き上げを目指します。
- また、宿泊需要への対応、観光関連事業者等との連携強化、観光施設の整備等により、ソフト・ハード両面での受入体制の構築を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-5-(1) 地域資源の再創造による交流人口の拡大

産業振興課

- 観光資源を活かした裾野市らしい集客イベントを実施し、交流人口の拡大を目指します（量的拡大）。
- 裾野市ならではの観光商品・サービスを提供する“着地型観光”的取組を支援します（質的拡大）。

【主な取組み】

- 交流人口拡大イベント事業
- 体験型観光プログラム支援事業

2-5-(2) 観光推進体制及び基盤の構築

産業振興課

- 観光事業者への支援・連携、及び広域連携により、観光推進体制の構築を図ります（ソフト整備）。
- 宿泊できる施設を増やすとともに、観光施設の安全性の確保、多様な受入れの実現並びに魅力向上に努めます（ハード整備）。

【主な取組み】

- 観光案内所運営補助事業
- 観光施設維持管理事業
- 観光における広域連携事業

■関連計画

- 裾野市産業基本計画（2017～2026）

2－6 富士山麓の魅力を活かしたスポーツツーリズムの推進

■ありたい姿

準高地トレーニングやサイクリング等をはじめとして裾野市を訪れる人や団体が増え、市民がアスリートと交流し、スポーツに親しむ機会が増えています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
スポーツ合宿 <u>誘致</u> 延べ宿泊者数	731 人 (2018 年)	1,550 人 (2025 年)
<u>スポーツツーリズム大会等</u> 参加者数	3,011 人 (2018 年)	3,300 人 (2025 年)

■現況と課題

- 富士山麓の立地特性を生かしたスポーツの合宿を誘致するため、トレーニング環境・宿泊施設等の受入れ体制の整備や市民とアスリートとの交流事業の実施等を進める必要があります。
- 本市が東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースの会場となったことを機に、トップレベルのスポーツ観戦を通じた市民のスポーツに対する興味や関心の向上、本市を訪れる人たちとの交流拡大などを図っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 裾野市の準高地環境、冷涼な気候、首都圏からのアクセスの良さ等、地域資源を活用し、スポーツ合宿の適地として誘致に取り組むほか、富士山麓の自然環境を活用したスポーツツーリズムやアウトドアスポーツツーリズムへの展開を目指します。
- 東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレースのレガシー創出に係る取組を推進し、市民スポーツの振興と交流人口の拡大を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

2-6-(1) スポーツ合宿の誘致

産業振興課

□準高地トレーニングをはじめとした当市の地域資源を生かしたスポーツ合宿誘致に取り組みます。

【主な取組み】

- 誘致活動
- ランニングイベントの実施

2-6-(2) 東京2020オリンピック自転車競技ロードレースレガシー創出に係る取組の推進 産業振興課

□東京2020オリンピック自転車競技ロードレース開催後、裾野市としてのレガシー創出に係る取組を実施します。

【主な取組み】

- サイクリングイベントの実施
- バイシクルピット[利用](#)の推進

3. 環境・防災・医療・地域福祉

**安全・安心に
住み続けられるまち**

3－1 環境に配慮した持続可能な社会の形成

■ありたい姿

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ないまちづくりを実践しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
安全・安心で快適な住環境に対する市民満足度	43.5% (2019年)	50% (2025年)
市民1人1日当たりのごみ排出量	794g／人、日 (2018年)	766.6g／人、日 (2025年)
次世代自動車普及率	10.5% (2018年)	24.5% (2025年)

■現況と課題

- 大気や水質、騒音、振動、悪臭などの苦情のほか、ペットのふんや放し飼いなどの生活マナーに関する苦情も増えており、快適で住み良い生活環境の維持に向けた取組が求められています。
- 資源循環型社会を構築するため、家庭ごみの減量や6Rの推進をはじめ、不法投棄の防止、事業系一般廃棄物の削減、プラスチックごみの削減、ごみの有料化等が課題となっているほか、地震や台風等の災害廃棄物等の処理方法について検討する必要があります。
- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、F C VやE Vの導入推進などが求められています。
- 合併処理浄化槽の普及や適正管理による河川の水質向上に取り組むとともに、美化センターの早期更新や最終処分場を含めた廃棄物処理施設の適正な管理運営を行う必要があります。
- 企業やN P O、団体等との連携・協働により地域課題の解決を図るとともに、S D G sの精神を生かし持続可能な社会の構築に取り組む必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民、企業、N P O、団体等と連携し、ごみの6Rや地球温暖化対策を推進するほか、脱炭素化やS D G sの実現に向けて、エネルギー、防災、交通・移動、ライフスタイル、ビジネスの観点から自立・分散型の社会を形成しつつ、それらが相互に補完し合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の構築を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

3-1-(1) 環境満足度の向上に向けた取組みの推進

□大気・水質・騒音・振動・悪臭等公害苦情やペットに係る苦情、樹木や空き地に係る苦情の早期解決、未然の防止に努め、苦情件数の減少を図ることで、住環境の改善による環境満足度の向上を目指します。

生活環境課

【主な取組み】

- 大気・水質・騒音・振動・悪臭等公害苦情の早期解決
- ペットに係る苦情の早期解決
- 樹木や空き地に係る苦情の早期解決

3-1-(2) ごみ減量と6Rの推進

□ごみの6Rを推進し、1人1日当たりのごみ排出量を抑制します。とりわけ、プラスチックごみや食品廃棄物、事業系一般廃棄物の削減を図ることで、焼却施設の延命化や温室効果ガスの縮減を図ります。

生活環境課

【主な取組み】

- 市民1人1日当たりのごみ排出量の抑制
- 6R啓発活動の推進
- プラスチックごみの削減
- 食品ロスの削減
- 不法投棄の撲滅

3-1-(3) 地球温暖化対策の推進

□温室効果ガスの削減を図るために、家庭用新エネルギー機器の設置や次世代自動車の購入を支援します。環境イベントや環境教育を通じて、地域全体で地球温暖化対策を実行しやすい機運を醸成します。

生活環境課

【主な取組み】

- 家庭用新エネルギー機器の設置推進
- エンジン車に代わるFCVやEV車等次世代自動車の普及
- 環境イベントの開催・環境情報の発信
- 環境教育の推進

3-1-(4) 処理槽の適正管理と河川・地下水質の保全

□河川水質を向上させるため、合併処理処理槽の普及促進や処理槽パトロールを実施するほか、集中処理槽の更新事業を支援します。また、河川・地下水質の保全を図ります。

生活環境課

【主な取組み】

- 合併処理槽の普及促進
- 処理槽パトロールの推進
- 老朽化した集中処理槽への支援
- 河川・地下水質の監視

3-1-(5) 環境施設の更新整備・延命化

□老朽化した美化センターの早期更新を目指します。埋立が完了した第一期処分場の早期廃止と第二期処分場の延命化を目指します。市営墓地の整備及び販売方法を検討します。

生活環境課

【主な取組み】

- 美化センターの更新
- 第一期最終処分場の早期廃止
- 第二期最終処分場の延命化
- 市営墓地の整備及び販売方法の検討

3-1-(6) 地域循環共生圏の構築

□脱炭素化やSDGsを実現するため、ウーブン・シティとの連携により、地域循環共生圏の構築に向けた取組みを進めます。

生活環境課

【主な取組み】

- ウーブン・シティとの連携による地域循環共生圏の構築

■関連計画

- 第2次裾野市環境基本計画（2016～2025）

3－2 災害に強くしなやかな地域社会の形成

■ありたい姿

市民の生命と財産が守られ、「自助」「共助」「公助」を高めることにより、誰もが安心して暮しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
家庭の防災備蓄率 <u>(水・食料 7日分)</u>	4.2% (2018年)	10% (2025年)
<u>自分が行く避難所と避難方法の周知率</u>	83% (2018年)	93% (2025年)
<u>地域防災訓練への参加者数</u>	13,958人 (2018年)	18,800人 (2025年)

■現況と課題

- 防災・減災の強化の観点から、地域と行政及び企業等の協力体制を強化し避難所運営の強化や資機材の充実にも取り組むとともに、市民の備蓄率や耐震化率の向上支援、自主防災組織の充実支援を強化する必要があります。また、新型コロナウイルス等の感染症に対応した避難方法の周知や、避難所の開設方法を工夫する必要があります。
- 総合防災訓練や地域防災訓練の充実を図り、各種災害に対する効果的・効率的な対応ができるよう、多くの参加者による実践的な訓練を行う必要があります。
- 河川については、多発する異常気象による自然災害に対応するため、計画的かつ効率的な改修が必要となっています。
- 森林については、集中豪雨等による災害の防止や被害軽減の観点も含め、間伐や土砂流出防止などの適正な管理を進める必要があります。
- 東富士演習場外周部の緑地帯については、砂塵や騒音の軽減を図るため国からの受託による適正な管理を行う必要があります。また、演習場内調整池についても降雨時の流出防止に向けた管理を図る必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民ひとりひとりが防災に対して主体的に行動できるよう（自助）支援するとともに、災害への対応力を地域の中で強化し（共助）、行政・防災関連団体・民間事業者等それぞれが様々ななかたちで連携・協力しながら（公助）、減災・災害対応の取組の輪を広げ、市民の安心・安全感の向上を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

3-2-(1) 防災力・減災力の強化

□市民の防災意識の向上、自主防災組織の体制強化の支援を実施し、平常時から防災を意識できるまちづくりを進め、災害時には被害を最小限に留めるように取り組みます。

□新型コロナウイルス等の感染症禍における避難方法等を、平常時から周知することに取り組みます。また、避難所の開設に向けて、資機材や備蓄品等を整備します。

危機管理課

【主な取組み】

- 危機管理体制の整備（防災センター設置の検討等）
- 防災・減災に関する情報発信の充実
- 市民の防災意識向上のためのPR、勉強会、講演会等の実施
- 地区防災計画の策定支援、自主防災会資機材の充実
- 避難地・避難所の充実（**感染症対策用資機材等の整備を含む**）
- 消防団の体制強化・活動支援
- 要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成指導

3-2-(2) 実践的な防災訓練の実施

□各種災害に対する効果的・効率的な対応に向けて実践的な訓練実施を推進するため、自主防災組織や企業と市災害対策本部の連携を図るとともに必要な情報提供に努めます。

□新型コロナウイルス等の感染症に対応した市災害対策本部運営や避難所の開設をするため、基本方針等の策定や、それに沿った訓練の実施に努めます。

危機管理課

【主な取組み】

- 総合防災訓練、地域防災訓練、土砂浸水害防災訓練、富士山火山防災訓練等の実施
- 国、県が計画する防災訓練・国民保護訓練への参加
- 市災害対策本部運営訓練の実施

3-2-(3) 河川の整備

□多発する異常気象による自然災害に対応するため、計画的かつ効率的な**河川改修**を行います。

建設課

【主な取組み】

- 河川の整備及び維持**

3-2-(4) 洪水や土砂崩れの危険箇所の把握・整備の要望

建設管理課

□**洪水や土砂崩れの危険箇所**を**把握し**、砂防堰堤等の整備を要望します。

【主な取組み】

- 危険箇所の把握、砂防堰堤の整備の要望

3-2-(5) 森林の多面的機能の保全

農林振興課

□集中豪雨等による山地災害の防止や地下水かん養等、森林の持つ多面的機能を保全・発揮させるため、間伐や土砂流出の防止など、適正な森林整備に努めます。

【主な取組み】

- 間伐や土砂流出防止対策

3-2-(6) 東富士演習場関連の環境整備

農林振興課

- 東富士演習場外周部に砂塵や騒音の軽減及び景観保全のために設置された緑地帯の撫育管理が適切に行われるよう、国の機関と協議し、その管理受託を継続して行います。
- 東富士演習場内に設置された調節地について、国の委託を受け、除草及び排砂事業を行い、調節地の機能保全を図ります。

【主な取組み】

- 緑地帯撫育管理
- 防災調節地保全管理

■関連計画

- 裾野市地域防災計画（毎年度更新）
- 裾野市水防計画（毎年度更新）
- 裾野市富士山火山広域避難計画（毎年度更新）
- 裾野市国土強靭化地域計画（2021～2025）
- 裾野市特定間伐等促進計画（2021～2028）

3－3 安全な生活と交通の確保

■ありたい姿

行政・地域・関係団体や警察等が連携し、犯罪や交通事故が減少し、誰もが安心して暮らしています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
犯罪発生件数	234 件 (2018 年)	170 件 (2025 年)
交通事故発生件数	316 件 (2018 年)	220 件 (2025 年)

■現況と課題

- 社会情勢の変化に伴って犯罪も多様化しているため、警察や関係機関と行政が一体となって市民への防犯意識の啓発や防犯体制の強化を図っていく必要があります。
- 多様化する消費者トラブルにいち早く対応し被害を防止するため、詐欺や消費者トラブルについての情報発信や相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 交通事故による被害をなくすため、特に高齢者や児童・生徒へ向けた交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を進める必要があります。また、駿東地区交通災害共済についての周知を図り、加入促進を図る必要があります。
- 子どもたちが安全に通学できるよう、自治会や学校等の要望をもとに通学路点検による危険箇所等の把握を行い、適切に歩道や通学路の整備を行う必要があります。

■施策の柱の方向性

- 地域や関係団体と行政が一体となって防犯体制を強化するほか、市民の消費生活の安定と向上を図ることにより、安全・安心な地域社会の実現を目指します。また、交通安全教育の充実を図るとともに、自治会要望や通学路点検を活用し、有効かつ適切な歩道設置や通学路整備を行うことにより、高齢者の安全確保や、児童生徒の通学時の安全確保を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

3-3-(1) 防犯体制の充実

危機管理課

□少子高齢化や核家族化により、地域でのコミュニケーションが不足する中、犯罪が多様化しているため、防犯メールの普及を進め、警察や防犯団体と連携し防犯活動を進めます。また、防犯灯の高照度化等、防犯施設の整備を進めます。

【主な取組み】

- 防犯教室・防犯キャンペーンの実施
- まもメールによる防犯情報の配信
- 防犯パトロールの実施
- 防犯施設等の整備

3-3-(2) 消費者支援の充実

商工観光課

□市民の消費生活の安定と向上を図るために設置されている消費生活センターと、消費者が消費生活の安定と向上をはかる消費者団体が連携し、共通の課題に協力協同して市民への周知・啓発を展開します。

【主な取組み】

- 消費生活センター関係事業
- 消費者行政推進事業

3-3-(3) 交通安全体制の充実

危機管理課

□高齢者の交通事故数増に係り、高齢者ドライバーへの交通安全教育の充実を図ります。また警察や交通安全指導員等と連携しながら、交通安全運動や交通安全施設整備を進めます。

【主な取組み】

- 交通安全教室の実施
- 裾野市交通安全指導員との連携
- 交通安全運動の実施
- 交通安全施設等の整備

3-3-(4) 歩道や通学路の安全対策

建設管理課、建設課、学校教育課、危機管理課

□児童・生徒をはじめとした歩行者の安全を確保するため、静岡県通学路交通安全プログラムによる合同点検を実施し、歩道や通学路の整備を進めます。

【主な取組み】

- 合同点検の実施
- 通学路の危険箇所の安全対策
- 歩道の設置

3-3-(5) 被害者等の救済

危機管理課

□交通災害共済や交通事故相談などにより、交通事故の被害者の救済を進めます。

【主な取組み】

- 駿東地区交通災害共済の運営
- 交通事故相談

3-3-(6) 東富士演習場関連の調整・対策

農林振興課

□東富士演習場における利害関係者等と演習場使用者との間の諸問題について、円滑な処理が図れるよう、連絡調整を行います。

【主な取組み】

- 東富士演習場使用協定運用委員会

■関連計画

- 第 11 次裾野市交通安全計画 (2021~2025)

3－4 安心して暮らせる地域医療体制の確保

■ありたい姿

必要なときに安心して受診できる医療機関が整い、市民の健康寿命の延伸につながっています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
身边にかかりつけ医がいる人の割合	63.8% (2018年)	65% (2025年)
国民健康保険特定健康診査受診率	44% (2018年)	60% (2025年)

■現況と課題

- 地域において、効率的で効果的な医療提供体制を継続していくとともに、休日夜間等の救急医療体制を持続していくことが必要となっています。
- 国民健康保険の被保険者が安心して医療を受けられるよう、制度改革に的確に対応ながら健全な事業運営を行うとともに、健康寿命の延伸と医療費の適正化につながる保健事業を実施していくことが求められています。
- 後期高齢者医療保険については、保険者である静岡県後期高齢医療広域連合と連携し健全な事業運営を行うとともに、高齢者向けの保健事業に取り組んでいく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 地域において、効率的で効果的な医療提供体制の継続及び地域の休日夜間等の救急医療体制等の持続性を確保します。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な事業運営を行います。さらに、保健事業を実施し、重症化の予防や適切な医療を受けられる環境を整えることで、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を**目指します。**



■施策実現の手段（基本事業）

3-4-(1) 休日夜間等救急医療体制の継続

□地域の休日夜間救急医療体制等の持続性を確保します。

健康推進課

【主な取組み】

- 沼津夜間救急医療センターの運営
- 在宅輪番制による救急医療等の実施
- 在宅輪番制による歯科休日救急医療等の実施

3-4-(2) 国民健康保険事業の運営・充実

国保年金課

□国民健康保険等の被保険者が安心して医療を受けられるよう制度改革などにも的確に対応した健全な事業運営を行います。

【主な取組み】

- 国民健康保険事業の適切な運用
- 特定健康診査、特定保健指導
- 健全な国民健康保険財政の運営

3-4-(3) 後期高齢者医療保険の制度や事業の運営・充実

国保年金課

□保険者である静岡県後期高齢医療広域連合と共に、後期高齢者医療保険の運営を行います。

【主な取組み】

- 後期高齢者医療制度の運営
- 後期高齢者医療保険の保健事業

■関連計画

- 第2次すその健康増進プラン(2021～2031)
- 第3期裾野市特定健康診査等実施計画(2018～2023)
- 第2期裾野市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(2018～2023)

3－5 地域で支え合う福祉の充実

■ありたい姿

地域での生活支援体制が整っており、誰もが住み慣れた地域で長く住み続けられています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
75歳以上の介護認定率（介護・支援）	24.6% (2019年)	25% (2025年)
地域ふれあい塾の参加人数	6,595人 (2018年)	6,700人 (2025年)
<u>障がい者雇用率</u>	2.11% (2018年)	2.2% (2025年)

■現況と課題

- 地域福祉への理解を市民に浸透させることで、必要な医療や福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域でお互いに助け合い支え合い暮らし続ける、地域共生社会の実現が求められています。
- 地域共生社会を担うボランティアや必要なサービスを育成するため、ボランティア団体への支援や活動への支援などを充実していく必要があります。
- 高齢者の価値観も多様化するなか、その知識や技術、経験を地域で生かす機会や仕組みづくりを充実し、元気で活動的な高齢者の暮らしを支援していく必要があります。
- 高齢者や障がいのある方、子育て世帯、生活困窮者等、生活に際して支援を必要とする市民に対して、暮らしを守り支えるための福祉サービスを提供していく必要があります。
- 国民年金や介護保険などは必要なときに生活を支える大切な社会の仕組みであり、高齢者だけでなく、幅広い世代に支え合いの理解と協力を求めるとともに、必要な人へ適切なサービスが提供できるよう運営していく必要があります。
- 障がいを持つ方が地域でその人らしい生活を送るために、個々の特性やライフステージに応じたサービス提供が求められています。

■施策の柱の方向性

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで安心して続けられるよう、多様な主体が支え合う「健康・福祉」の包括的な支援体制が整ったまちを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

3-5-(1) 地域や医療との連携による切れ目のない福祉の推進 社会福祉課、介護保険課

□市民の地域福祉への理解を深めることで、助け合うことができる暮らしやすい地域となるよう地域共生社会の実現を目指します。

【主な取組み】

- 高齢者見守りネットワークの運営
- 在宅医療・介護連携推進会議の開催

3-5-(2) 地域福祉サービスの充実

社会福祉課

□ボランティア活動への参加を推進するなど、地域に触れる機会を多く設けることで市民ひとりひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら共に生き支えあう社会を実現することを目指します。

【主な取組み】

- ボランティア団体の支援
- 地域ふれあい塾の活動支援

3-5-(3) 高齢者の活動的な暮らしの支援

社会福祉課

□高齢者がもつ知識・技術・経験を活かすことのできる場と機会を確保し、裾野シニアクラブやシルバー人材センター等の高齢者の活動を支援します。

【主な取組み】

- シルバー生きがい教室
- 裾野シニアクラブの活動支援
- シルバー人材センターの活動支援

3-5-(4) 福祉サービスの充実

社会福祉課

□高齢者や要介護認定者、障がいのある方、子育て世帯、生活困窮者等を対象に、できるだけ細かいニーズに対応できるよう福祉サービスを提供します。

【主な取組み】

- 在宅福祉サービスの実施**
- 生活困窮者等の自立支援

3-5-(5) 国民年金事業の運営・充実

国保年金課

□国民年金の加入手続きと国民年金への加入啓発を、日本年金機構と連携して行います。

【主な取組み】

- 国民年金事業の適切な運用

3-5-(6) 介護保険事業の運営・充実

介護保険課

□要介護・要支援の状態となった時、希望するサービスが受けられるよう充実した介護事業の運営を行います。

【主な取組み】

- 総合事業の充実
- 高齢者の居場所づくり
- 地域密着型サービスの充実

3-5-(7) 障がい福祉サービスの充実

□障がいを持つ方々が、地域でその人らしい生活を送るために、個々の特性やライフステージに応じたサービス提供を行い、生活のサポートを行います。また、障がいを持つ方が社会に出て生けるようなサポートも行います。

障がい福祉課

【主な取組み】

- 自立支援サービスの支給
- 自立支援協議会の運営**
- 就労促進及び定着
- 障害者一般就労支援事業（カラマの会）**
- 障がい者スポーツ教室
- 基幹型相談支援事業所の設置**

■関連計画

- 第4次裾野市地域福祉計画（2021～2025）
- 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021～2023）

- 第5次裾野市障がい者計画（2021～2026）**
- 第6期裾野市障がい福祉計画・第2期裾野市障がい児福祉計画（2021～2023）**

4. 都市・交通・社会基盤

将来を見据えた
暮らしや活動を
支えるまち

4－1 次世代型近未来都市の形成

■ありたい姿

先進技術の活用等により、市民の暮らしがさらに便利になるとともに、事業活動がしやすい環境が整っています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
先進技術を活用した実証実験数	0件 (2018年)	10件 (2025年)
規制の特例措置提案件数	0件 (2018年)	10件 (2025年)

■現況と課題

- トヨタ自動車が東富士工場跡地に展開する実証都市「ウーブン・シティ」と連携して、最寄り駅であるJR岩波駅周辺の利便性の向上やアクセス環境の整備、人や企業の受け皿づくり等を進めていく必要があります。
- 市内の土地利用について、工場移転に伴う跡地等の低・未利用地の有効活用を図るとともに、観光レクリエーション拠点や産業拠点などを活用するなど、将来を見据えた計画的な土地利用を進めていく必要があります。
- 次世代型近未来都市の形成に向けて、現行法では実現が難しい取組に対して特区制度の活用を検討するなど、国や県に対し規制緩和を要望していく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 労働力人口の減少や超高齢社会を見据え、市民の移動手段の確保や耕作放棄地の解消等、様々な地域課題の解決に向けて、先進技術を活かした実証実験や社会実装を行うことにより、市民の困りごとの軽減や企業が活動しやすい環境づくりを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-1-(1) ウーブン・シティと連携したコンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進

みらい政策課、まちづくり課、産業振興課

- ウーブン・シティ周辺の地域に人や機能を誘導・集約するため、岩波駅周辺や深良新市街地構想等も視野に入れながら、ウーブン・シティと連携したコンパクトなまちを形成するとともに、郊外の地域とのネットワークの形成を目指します。
- ウーブン・シティによる波及効果として、周辺部への関連企業の進出が予想されるため、新たな住宅地や事業用地の整備に向けた取組みを行います。

【主な取組み】

- ウーブン・シティと連携した取組
- 岩波駅周辺の整備
- 深良新市街地整備との連携
- 職住近接のまちづくりに向けた住宅地の確保
- 新たな事業用地の調査・検討

4-1-(2) 計画的土地利用の推進

まちづくり課、建設管理課

- 市の均衡ある発展を目指すため、土地利用事業に関する指導要綱の基準の検証を行います。
- 良好な都市環境の整備等の観点から、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地等の低・未利用地の有効活用を図ります。
- 地籍調査を実施し、財産の保全、土地に関する経済活動を推進します。

【主な取組み】

- 観光レクリエーション拠点、産業拠点の活用
- 深良・岩波地区周辺の地籍調査の実施

4-1-(3) 規制緩和の検討・要望

みらい政策課

- ウーブン・シティを含む裾野市内において、現行法では実現が難しい取組みに対し、特区制度を活用するなど、国等に対し規制緩和を要望します。

【主な取組み】

- 規制の特例措置の提案

■関連計画

- 裾野市都市計画マスタープラン（2016～2035）
- 第4次国土利用計画裾野市計画（2021～2030）
- 裾野市立地適正化計画（2019～2035）
- 裾野市地域公共交通網形成計画（2018～2022）
- 裾野都市計画事業裾野駅西土地区画整理事業事業計画（2002～2029）
- 第7次国土調査事業10箇年計画

4－2 駅周辺等の拠点づくりと多様な世代の交流の促進

■ありたい姿

駅周辺等の生活サービスや都市施設が充実することにより、多様な世代の交流が促進され、市民が快適に暮らしています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
都市機能誘導施設の充足率	71.25% (2018年)	裾野駅周辺 71% 岩波駅周辺 25% (2025年)
居住誘導区域内の人口密度	53.66人/ha (2018年)	53.66人/ha (2025年)
裾野駅・岩波駅利用者数	173万人/年 (2018年)	177万人/年 (2025年)

■現況と課題

- 裾野駅周辺について、土地区画整理事業により、生活サービス施設の維持・拡充、交通結節点機能の強化、交流拠点の創出を図り、都市機能を伴った拠点として整備していく必要があります。
- 岩波駅・東名裾野IC周辺については、ウーブン・シティとの連携を視野に入れ、市北部地域の産業と居住の拠点としての整備を検討していく必要があります。
- 深良新市街地については、岩波駅周辺の北部地域と裾野駅周辺の中心市街地の中間に位置し、東西南北の交通の結節点としての利便性が見込めることから、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備を検討していく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 駅を交通結節点として位置づけ、駅周辺等に計画的に都市機能を集約し、中心市街地の整備・活性化により、多様な世代の交流が促進されるなど、まちの魅力の向上を目指します。

■施策実現の手段（基本事業）

4-2-(1) 布野駅周辺整備等の推進

□布野駅周辺の拠点性の向上に向けて、都市機能の誘導、土地利用転換の促進のため、布野駅西土地区画整理事業により、公共施設と宅地を一体的に面的整備します。

□各商店街が企画するイベント等を支援し商店街を回遊する買い物客を増やします。

(2-3-(2)の再掲)

区画整理課、産業振興課

【主な取組み】

- 公共施設の整備（都市計画道路、区画道路、特殊道路、河川）
- 宅地の整備
- 布野駅西口駅前広場の整備
- 商店街企画の支援（2-3-(2)の再掲）

4-2-(2) 岩波駅・東名布野 IC 周辺整備の推進

□岩波駅・東名高速道路布野インターチェンジ周辺地区を核とした北部地域は、当市の産業拠点と居住の拠点としての性格を持つことから、北部地域全体のまちづくりの検討を進めます。

まちづくり課、みらい政策課

【主な取組み】

- 岩波駅周辺整備
- 北部地域まちづくりの取組
- 県道仙石原新田線の整備の要望

4-2-(3) 深良新市街地整備の推進

□交通利便性を備えた新たな地域生活拠点の形成を検討します。拠点形成にあたっては、利便性の高い快適な居住環境を創出するため、土地区画整理事業などの計画的な都市基盤整備を検討します。

□深良新市街地構想の実現に向け、地域の機運の盛り上げや、合意形成を図ります。

□民間活力の導入など様々な手法を検討します。

まちづくり課、建設管理課

【主な取組み】

- 都市計画等の調整
- 地籍調査の実施
- 深良地区まちづくりグランドデザインの取組支援

4-2-(4) 市街地の低・未利用地の活用

□計画的かつ健全な土地利用の誘導により、都市機能や居住の集約化を図り、利便性と快適性を備えた質の高い市街地の形成を図ります。

まちづくり課

【主な取組み】

- 低・未利用地の活用促進

■関連計画

- 布野市都市計画マスタープラン（2016～2035）
- 第4次国土利用計画布野市計画（2021～2030）
- 布野市立地適正化計画（2019～2035）

- 布野市地域公共交通網形成計画（2018～2022）
- 布野都市計画事業布野駅西土地区画整理事業事業計画（2002～2029）
- 布野市北部地域まちづくり基本方針（2016～2021）

4－3 良好な景観と良質な住環境の形成

■ありたい姿

裾野らしさを活かした良好な景観や良質な住環境が形成され、市民が安心して暮らしています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
緑地の確保目標水準	77.2% (2018年)	77.4% (2025年)
人口1人当たりの都市公園の整備面積	4.23 m ² /人 (2018年)	5.17 m²/人 (2025年)
住宅の耐震化率	83.8% (2018年)	95% (2025年)
戸建ての空き家数	650戸 (2018年)	1,080戸 (2025年)

■現況と課題

- 景観形成について、富士山の眺望などの市の特徴を生かした考え方やルールを周知し、良好な景観形成を行っていく必要があります。
- 公園は市民が憩い遊びの場であるとともに、景観や防災性なども有する都市施設であることから、配置や規模を考慮した整備を進めるとともに、維持管理においては地域住民の協力も得ながら適切に管理していく必要があります。
- 安全・安心で快適な住宅ストックの形成を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、今後増加が見込まれる空き家についても早期に適正な対応を図る必要があります。
- 市営住宅について、今後の需要を見極めながら、老朽化した住宅の更新や長寿命化を図るべき住宅の計画的な維持補修などを検討していく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 裾野市の特長を活かし、市民、事業者、行政が協働し、地域景観と調和した魅力ある景観の形成を目指します。また公園について、行政と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民参加による整備及び維持管理を目指します。
- 適正な建築確認・検査業務を通じ、市内の建築物の安全性の確保を目指します。また、建築物の耐震化により安全・安心で快適な居住空間の形成を目指します。加えて、増加が見込まれる空き家について、発生の予防や利活用を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-3-(1) 魅力ある景観の形成

□富士山の眺望を始めとする市の特徴を生かし、美しい「富士の裾野の裾模様」を将来にわたり育み伝えていくことができるよう、景観形成基本計画に基づく景観形成施策を進めます。

まちづくり課

【主な取組み】

- 景観形成に関する表彰制度の運用
- 屋外広告物の更新許可

4-3-(2) 公園・緑地の整備及び維持管理

□身近な公園をより効果的に活用するため、公園の配置・規模を十分に考慮しながら、地域特性に合った整備及び維持管理を行います。

まちづくり課

【主な取組み】

- （仮称）御宿公園の整備
- 駅西公園の整備
- （仮称）御師公園の整備
- 既設公園の管理

4-3-(3) 安全で良質な住宅ストックの形成

□適正な建築確認・検査業務及びプロジェクト TOUKAI-0 (トウカイゼロ)による耐震助成により、安全で良質な住宅ストックの形成を目指すとともに、増加が見込まれる空き家の実態を調査し対応を図ります。

まちづくり課

【主な取組み】

- 建築確認・検査業務の実施
- 木造住宅耐震補強助成事業
- 空き家調査及び対応
- 住宅相談及び各種助成事業制度の周知・啓発
- 住生活基本計画の見直し

4-3-(4) 市営住宅の整備、維持管理

□公営住宅の必要供給量を見極め、市営住宅の整備方針を定めます。併せて、長寿命化を図るため、計画的に維持修繕を行います。

まちづくり課

【主な取組み】

- 公営住宅等長寿命化計画の見直し
- 新稻荷団地の計画的な維持修繕

■関連計画

- 裾野市屋外広告物基本計画（2015～）
- 裾野市緑の基本計画（2019～）
- 裾野市景観形成基本計画（2013～）
- 裾野市景観計画（2013～）

- 裾野市住生活基本計画（2012～2021）
- 裾野市公営住宅等長寿命化計画（2021～2030）
- 裾野市耐震改修促進計画（2021～2025）
- 裾野市空家等対策計画（2019～2025）

4－4 誰もが移動しやすい交通環境の整備

■ありたい姿

誰もが必要なときに安心して出かけられる交通環境が整っており、多くの市民が公共交通を利用しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
「バス路線や便数」の満足度	4.8% (2018年)	17% (2025年)

■現況と課題

- 市民の足であるバスや鉄道などの公共交通について、鉄道事業に対する増便の要望、赤字バス路線に対する補助などを行っており、今後も公共交通の維持と利便性の向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- 市では、公共交通を将来にわたり維持・発展させていくため「裾野市地域公共交通網形成計画」を策定していますが、新たなまちづくりと連動し変動していく利用者のニーズに対応した公共交通システムを検討・導入していく必要があります。
- 市では、公共交通について幅広い議論を行うため、関係団体による裾野市地域公共交通活性化協議会を設置しており、今後も利用促進に向けた検討を進める必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民と公共交通事業者の相互理解と協力により公共交通網を維持・確保するとともに、新たな公共交通システムの検討・導入を進めることにより、誰もが移動しやすい交通環境の整備を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-4-(1) 公共交通網の維持・確保

みらい政策課

□公共交通として維持・確保が必要であると合意
形成が図られた路線について、事業者に対し運行経費の一部を補助します。

【主な取組み】

- バス路線への市単独補助
- バス・タクシー利用助成券の交付
- 公共交通マニュアルに沿った移動手段の確保

4-4-(2) 新たな公共交通システムの検討・導入

みらい政策課

□公共交通利用者や公共交通未利用者（潜在的な利用者）のニーズを的確に捉えた公共交通網の形成を目指します。

【主な取組み】

- 地域公共交通網形成計画の改定

4-4-(3) 市民・公共交通事業者との調整

みらい政策課

□市民、公共交通事業者との情報共有を図りつつ、
利用促進に向けた活動を行います。

【主な取組み】

- 地域公共交通活性化協議会の運営
- バス利用啓発事業
- バスの乗り方教室

■関連計画

- 裾野市地域公共交通網形成計画（2018～2022）

4－5 利便性の高い道路網の整備・保全

■ありたい姿

市民をはじめ、裾野市を訪れた人が快適に道路を利用しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
道路橋定期点検実施率	100% (2016年～2020年)	100% (2021年～2025年)
道路橋補修件数	45 橋 (2018年)	23 橋 (2025年)
道路照明灯補修件数（LED化を含む）	42 基 (2018年)	30 基 (2025年)

■現況と課題

- 道路は人やモノの活発な動きを支える重要なインフラであり、広域幹線道路である国道246号や国道469号、都市や市街地を結ぶ県道や都市計画道路、これを補完する道路など、それぞれの役割に応じた利便性や安全性を考慮した整備が必要です。
- 生活道路については、利便性の高い道路、未利用地の利用促進に寄与する道路など、市民や自治会等からの要望もふまえ、効率的に整備を行う必要があります。
- 道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画の推進や定期点検の実施のもとで、必要な修繕を実施していくとともに、道路の安全上問題のある照明や舗装等については速やかに修繕を行うなど、適切な管理を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 周辺環境の交通事情に即した都市計画道路の重点的な整備と、市街化区域内の土地利用の促進や生活道路の利便性の向上に向けた東西地区道路整備計画を基本とした狭い道路の整備の推進を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-5-(1) 広域幹線道路の整備

建設管理課

□国道246号の渋滞解消対策、**産業の活性化、防災道路**として、御殿場市と連携し、(仮称)神山深良線の整備を促進します。

【主な取組み】

- (仮称)神山深良線の整備

4-5-(2) 主要幹線道路の整備

まちづくり課、建設管理課、区画整理課

□都市計画道路の建設促進と主要な市道の計画的な整備を推進し、市民生活の利便性の向上と環境の改善を図ります。

【主な取組み】

- 都市計画道路(平松深良線、水窪深良線、裾野停車場線、桃園平松線、平松新道線、千福公文名線)の整備
- 都市計画道路沿道の用途地域の見直し

4-5-(3) 生活道路の整備

建設課、建設**管理**課

□自治会要望の対応を中心とした狭い道路の拡幅整備を推進します。

【主な取組み】

- 東西地区道路整備計画の推進

4-5-(4) 道路の管理・維持補修

建設管理課、建設課

□道路橋は橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検結果により修繕が必要と判断された橋梁の修繕を実施します。
□道路は安全性の向上及び構造物の延命を目的に修繕を実施します。

【主な取組み】

- 道路橋定期点検の実施
- 道路橋修繕の実施
- 道路照明灯の修繕の実施
- 道路舗装補修の実施
- 道路付属物の修繕の実施

4-5-(5) 踏切道の改良

建設管理課

□踏切道改良促進法に基づき、踏切での交通事故の防止や道路交通の円滑化のため、指定踏切道の改良を実施します。

【主な取組み】

- 裾野駅周辺の平松踏切道の改良
- 岩波駅周辺の新川踏切道の改良

■関連計画

○裾野市橋梁長寿命化修繕計画(2020~2029)

○裾野市都市計画道路整備プログラム(2019~2028)

4－6 豊かで良質な水道水の安定供給

■ありたい姿

施設運営の健全化により、市民に安全で良質な水が安定的に供給されています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>経費回収率</u>	<u>59.7%</u> (2018年)	<u>70%</u> (2025年)
管路の耐震化適合率	76.3% (2018年)	80% (2025年)

■現況と課題

- 市民に安全で良質な水道水を安定供給するために、古くなった配水池・管路等の水道施設を計画的に更新していく必要があります。
- 有収水量が減少していることから、これまで以上に経費削減に努めるなど、水道事業経営の健全化を進めていく必要があります。
- 簡易水道については、老朽化した配水管からの漏水がみられることから、適宜配水管の更新を進め、安定した簡易水道の供給を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 水道管の布設及び管理を適正かつ合理的に行うなど、水道の基盤を強化することにより、市民に良質な水を安定的に供給することを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-6-(1) 上水道施設の更新

上下水道工務課

- 安定した水道水の供給を維持するため、計画的に効率的な施設の更新に取り組みます。

【主な取組み】

- 老朽化した配水池等の更新工事
- 老朽化した配水管等の更新工事

4-6-(2) 水道事業経営の健全化

上下水道経営課

- 経営の効率化、最適化を推進し、水道料金の適正な見直しを含め、健全な事業経営を行います。

【主な取組み】

- 適正な給水原価、供給単価の設定
(給水原価/供給単価)

4-6-(3) 簡易水道施設の更新

上下水道工務課

- 安定した簡易水道の供給を行うため、老朽した配水管の更新に取り組みます。

【主な取組み】

- 老朽化した配水管等の更新工事

■関連計画

- 裾野市水道事業基本計画（2011～2022）
- 新水道ビジョン（2016～2030）
- 裾野市水道事業第4次拡張事業計画(第3次変更)（2014～2023）
- 裾野市水道事業経営戦略（2020～2029）

4－7 衛生的で快適な下水道の整備・保全

■ありたい姿

健全な下水道事業の経営により、衛生的で快適な環境整備が行われています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
下水道使用料収入額	187,329 千円 (2018 年)	253,171 千円 (2025 年)
汚水処理普及率	79% (2018 年)	86% (2025 年)

■現況と課題

- 下水道について、事業計画に基づいた下水管路整備を進め未普及地域を解消していくとともに、老朽化を防止し長寿命化を図るため施設の保全を行っていく必要があります。
- 使用料の適正化や水洗化率の向上などを進め安定的な使用料収入を確保するなど、健全な下水道事業の経営を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 将来にわたり下水道事業の健全な運営を可能とするため、自らの経営等について的確な状況把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営を目指します。また、下水道事業は、都市の健全な発達及び公益衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的するものであるため、「浸水防除」「公益衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

4-7-(1) 下水道の整備と保全

上下水道工務課

□事業計画に基づいた下水管路整備と老朽化する施設の保全を行います。

【主な取組み】

- 管渠整備
- 施設の維持保全

4-7-(2) 安定的な使用料収入の確保

上下水道経営課

□平成30年度から公営企業会計を適用したことにより、下水道事業の経営成績や財政状況等の経営状況を正確に把握することが可能となつたため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

【主な取組み】

- 普及啓発活動
- 使用料の適正化

■関連計画

- 裾野市都市計画下水道事業・裾野市公共下水道事業計画（2019～2023）
- 裾野市公共下水道事業基本計画（2015～2030）
- 裾野市公共下水道事業基本計画汚水処理施設整備構想（2017～2026）
- 裾野市公共下水道事業経営戦略（2020～2029）
- ストックマネジメント計画（2021～）

5. 市民自治・都市経営

時代のニーズに
応えられるまち

5－1 市民自治によるコミュニティの促進

■ありたい姿

市民が主体的に地域課題の解決に取り組んでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
地域や団体などの活動の満足度	— (2018年)	■ ■ ■ (2025年)
自治会加入率	85.8% (2018年)	80% (2025年)

■現況と課題

- 市民協働によるまちづくりの推進に向けて、自治会、市民活動団体、学校、企業、行政などの連携及び活動支援などを行っていく必要があります。
- コミュニティ活動の拠点の整備であり、災害時には防災拠点となる各コミュニティセンターの管理運営を実施するとともに、住民同士の話し合いや相談の場としての活用なども進めていく必要があります。
- 全庁をあげて、協働によるまちづくり推進のための取組を検討するほか、職員の市民協働への理解を深めていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市民の暮らしを巡る課題が多様化・複雑化する中、課題を解決するため、市民が自主的・主体的に活動するコミュニティ活動を支援するほか、市民と行政が話し合い、お互いが新たな役割を見出すまちづくりを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-1-(1) 自治会等との連携推進と活動支援

□市民活動センターと連携し、市民活動団体の相談や情報提供、新たに市民活動を始める方々を対象にした講座などを実施します。また、市民協働によるまちづくりを推進するため、自治と協働を一体とした地域づくりを促進し、自治会、市民活動団体、学校、企業、行政などが、それぞれ連携できるようコーディネートしていきます。

戦略広報課、市民課、各支所

【主な取組み】

- 市民活動センターの運営委託
- 市民協働によるまちづくり**推進**計画に基づく活動の実施・計画の見直し
- 自治会の学習の場の創出や活動支援

5-1-(2) コミュニティ活動の環境整備

市民課、各支所

□コミュニケーション活動を行う拠点の整備、運営を行います。また、地域課題を相談しやすい機会づくりや、地域のために活動しやすくする雰囲気づくりにも努めます。

【主な取組み】

- 各コミュニケーションセンターの管理運営
- 地区集会所の整備

5-1-(3) 協働に対する行政職員の意識改革

戦略広報課

□行政職員が**市民協働の手法**を用いて地域で活動する団体等と連携して事業を進めていくことができるよう、研修会等を実施します。

【主な取組み】

- 職員への学習機会の提供
- 職員の地域活動を支援する環境の整備

■関連計画

- 市民協働によるまちづくり推進計画(2017～2021)

5－2 すそのの魅力を高めるシティプロモーションの推進

■ありたい姿

裾野市の魅力が市内外に広がり、すそのファンが増えていきます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
地域（すその）が好きだと思う市民の割合	62.9% (2018年)	70% (2025年)
新聞社の市関連記事掲載件数	2,591件 (2018年)	3,000件 (2025年)

■現況と課題

- 裾野市の魅力を発信し、市の認知度とブランド力を高めるため、市民とともに隠れた魅力を掘り起こし、磨きを掛け、まちのイメージアップを図る必要があります。
- 首都圏から100km圏内にある本市の魅力をPRしながら、新規移住者の獲得に努めるとともに、進学、就職を機に東京圏に転出した元市民のふるさと回帰を促進する必要があります。
- 市内外への情報発信について、プレスリリースの量と質を強化するとともに、広報紙や市公式ウェブサイト、SNSなど活用し、すべての人が正しい情報を必要な時に得られる環境づくりが求められています。
- 幅広く市民の意見を集約し、市政へ反映させ、市政への市民参画を一層推進することが求められています。

■施策の柱の方向性

- 東京から100km圏内でありながら、富士山を始めとする豊かな自然環境に恵まれた地勢を効果的に情報発信し、当市の知名度や認知度を高め、定住人口・交流人口が増加する、魅力的で市民満足度の高い地域づくりを目指します。
- 広報紙やウェブサイト、プレスリリースなど、多様な広報媒体を組み合わせ、年齢や性別など関わりなく、すべての方が、正しくわかりやすい情報を入手し利用できるように努めます。市が実施する施策などへのパブリックコメント制度のPRに努めます。これらの取組みを通じて、市民と行政が対等に意見を出し合い、共にまちづくりについて考え合う地域づくりを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-2-(1) シティプロモーションの強化・充実

- 情報誌「すそのスタイル」の発行をとおして、テーマに沿った市内の魅力や現在の姿を市内外に発信します。
- 市マスコットキャラクター“すそのん”などのツールを活用し、市の認知度向上や市への愛着心を高めます。
- 映画・ドラマなどの映像作品のロケを誘致・支援し、その支援作品を活用した市の認知度アップ・イメージアップを図ります。

戦略広報課

【主な取組み】

- 情報誌「すそのスタイル」発行
- 市マスコットキャラクター“すそのん”などのツールを活用したPR
- フィルムコミッション事業の推進
- 重点施策のシティプロモーションの展開

5-2-(2) 裾野市らしいライフスタイルの提案による定住・移住の促進

戦略広報課

- 東京まで通勤が可能な地域として、東京圏在勤在住者の移住や、ふるさと回帰を促進します。そのための情報発信に取り組みます。

【主な取組み】

- 移住セミナーへの出展
- 市内体験ツアーの実施

5-2-(3) ふるさと納税の推進

戦略広報課

- ふるさと納税を行政運営のための貴重な財源と位置づけ、「返礼品」をとおして本市の魅力を全国に伝え、「すその」の認知度向上やイメージアップを図ります。

【主な取組み】

- ふるさと納税の取組み

5-2-(4) 情報発信の強化

戦略広報課

- 市内外への情報発信のため、イベントや市の取組み等を報道機関へ積極的かつ効果的に情報提供することで、取材や記事になる機会の拡大を図ります。広報紙の発行や広報無線、市公式ウェブサイト、フェイスブックなどのSNSを活用し、正確で有益な情報を伝えていきます。
- 市政情報や市の魅力などを効果的に発信するほか、市長の戦略などについて、記者会見等を通じて、的確に広報します。

【主な取組み】

- 効果的な報道提供・情報発信
- 広報紙や市ウェブサイト等による情報発信
- 記者会見等による市長戦略の発信

5-2-(5) 市民意見の市政への反映

戦略広報課

- 声のポストや市政への要望メールの対応、パブリックコメント制度の運用により、市民の意見を市政に反映させていきます。

【主な取組み】

- 声のポスト・市政への要望メールによる広聴
- パブリックコメント制度の運用

5－3 市民サービスの向上を目指すスマート自治体の推進

■ありたい姿

スマート自治体が形成され、行政手続きが楽になり便利になったと感じる市民が増えています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
マイナンバーカードの交付率	14.3% (2018年)	90% (2025年)
ICT化による業務改善件数	— (2018年)	10件 (2025年)
オープンデータを利用した事業数	163件 (2018年)	200件 (2025年)

■現況と課題

- 職員の事務処理を自動化し、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供するスマート自治体について、セキュリティ対策を講じつつ総合的な情報基盤の整備や運用を進めていく必要があります。
- 行政の保有するデータの公開や民間のビックデータ活用などを図り、地域における様々な課題解決に向けて活用を図っていく必要があります。
- マイナンバーカードの普及・活用や行政手続きのオンライン化など、業務へのICT導入を進め、効率的な行政運営を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- スマート自治体の実現に向けて、デジタル化の推進、データの公開、データに基づく政策立案を目指します。また、業務の改善と併せて必要なところにICTを導入することにより、市民サービスの向上を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-3-(1) スマート自治体の構築・運用

□総合的な情報基盤を整備し、効率的なスマート自治体を構築・運用します。

みらい政策課（全庁）

【主な取組み】

- 総合的な情報基盤の整備・運用
- セキュリティ対策の実施と体制の改善強化

5-3-(2) データ利活用の推進

□地域の課題解決のため、官民が保有するデータの利活用を推進します。

みらい政策課（全庁）

【主な取組み】

- 政策立案におけるデータの利活用の推進
- オープンデータ推進の加速化
- データの標準化の推進
- 位置情報・地図情報等の活用の推進
- データ利活用型人材の育成

5-3-(3) 各施策へのICT導入の推進

□業務を精査し、新技術を柔軟に導入して改善し、地域の課題解決や効率的な行政運営に繋げていきます。
□インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（デジタルディバイド）の解消に努めます。

みらい政策課、市民課（全庁）

【主な取組み】

- ICT化・自動化等による業務の効率化・スリム化
- マイナンバーカードの活用と行政手続きのオンライン化の推進
- 官民の枠を超えたデータ利活用・データ流通の推進
- データ利活用・デジタル技術がもたらす新しい社会への対応
- 誰もが使えるICT環境の推進

■関連計画

- 裾野市ICT部門の業務継続計画
(裾野市ICT-BCP) (2017~)
- 裾野市官民データ活用推進計画 (2021~2023)

5－4 公共施設等マネジメントの推進

■ありたい姿

公共施設の適正な管理・活用が進んでいます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
公共建築物の総資産量（公共施設の延床面積）	15.5 m ² (2018年)	14.7 m ² (2025年)

■現況と課題

- 将来にわたって、市民が安心して利用できる公共施設等であるため、長期的な視点のもと計画的な管理・運営が行われる必要があります。

■施策の柱の方向性

- 公共施設を市民が安心して利用できるよう、総量の最適化、機能・サービスの最適化、維持保全の最適化、運営の最適化を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-4-(1) 公共施設等の計画的な管理・最適化

□公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に立って総合かつ計画的な管理を行います。

みらい政策課、公共施設等所管課

【主な取組み】

- 公共施設の適正管理
- 公共施設の総量縮減
- 公共施設の計画的な保全及び効率的な運営
- 借地の計画的な解消
- 公共施設等建築技術支援

■関連計画

- 裾野市公共施設等総合管理計画（2016～2046）

5－5 持続可能な行財政運営の推進

■ありたい姿

健全な財政運営と効率的な行政運営が行われており、公正な賦課徴収事務が執行されています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
将来負担比率	31.6% (2018年)	30% (2025年)
実質公債費率	8.1% (2018年)	10% (2025年)
<u>市税収入率</u>	<u>97.63%</u> (2018年)	<u>97.75%</u> (2025年)

■現況と課題

- 効率的・効果的な行政経営を目指すため、社会情勢に即応した事業見直しを行うなど、絶え間ない行財政改革に取り組んでいく必要があります。
- 効率的な行政運営に向けて、公有財産の活用や効率的な管理を行うとともに、競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用、透明性の高い事務、適切な文書管理等を行う必要があります。
- 市民に対する説明責任や市民満足度の向上のため、市民や法人が納めた税金がどのように使われているかについて、適切に情報発信することが求められています。あわせて、地域の持続的な発展に向けた投資を行いつつ財政の健全性を保つため、市債及び基金の適正な管理が求められています。
- 税制改正に対応するとともに、徴収を公平かつ公正に実施し適正な賦課・徴収を行うなど、市民にとってわかりやすい税務が求められています。
- 公金等を扱うに当たっては、適正で効率的な会計事務を執行する必要があります。

■施策の柱の方向性

- 自主財源の確保と事業効果を踏まえた予算の編成、市債と基金の適正な管理を行い、計画的な予算執行により効率的・効果的な行財政運営を目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-5-(1) 絶え間ない行財政改革の推進

みらい政策課、財政課

- 常に事業見直しに取組み、社会状況に即した事業のスクラップ＆ビルトを行います。
- 効率的、効果的な行政経営を目指すため、職員の改善意識の向上を図ります。

【主な取組み】

- 事業見直し
- 改善報告及び提案活動

5-5-(2) 効率的な行政運営の推進

行政課

- 市の財産の活用や処分など、効率的に管理します。
- 競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用を促進するとともに、適正で透明性の高い事務の執行を推進します。
- 統一的な文書管理方法を定着させ、効率的な業務遂行と適正な個人情報管理のもと、情報公開を充実させます。

【主な取組み】

- 市有財産の有効活用拡大及び売却の推進
- 競争性と品質の確保に適した入札・契約方法の採用促進
- 入札・契約事務の適正な執行
- 統一的な文書管理方法の定着

5-5-(3) 健全な財政運営の推進

財政課

- 予算の編成・公表を行います。
- 財務書類を作成、公表するとともに、財政状況の分析や改善を行います。

【主な取組み】

- 歳入確保
- 歳出抑制
- 起債発行の抑制

5-5-(4) 公正な税務の執行

税務課

- 調査の実施やデータの整備に基づき、正確で適正な賦課事務を行います。
- 公平で公正な徴収事務を行います。

【主な取組み】

- 適正な賦課事務
- 適正な徴収事務

5-5-(5) 適正な会計処理の管理

出納課

- 各部署における手続きを審査の上、収入と支払の事務処理を行うほか、基金の運用、決算の調整を行います。

【主な取組み】

- 適正な会計処理の徹底
- 基金の運用

■関連計画

- 中期財政計画（2019～2023）

5－6 時代の変化に対応できる人材の育成と組織体制の構築

■ありたい姿

市民ニーズや行政課題に迅速・的確に対応し、職員の信頼度が向上しています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>市職員に対する市民の信頼度</u>	<u>21.4%</u> (2018年)	<u>50%</u> (2025年)

■現況と課題

- 職員研修を充実するとともに、人事評価による能力及び実績に基づいた人事管理を徹底し、職員のモチベーションを高める人材育成を図り、組織全体の公務能力の向上を図る必要があります。
- 人口減少社会、環境問題、社会構造の変化等、様々な行政課題や市民ニーズに対応するため、柔軟かつ機能的な組織体制づくりの検討が求められています。

■施策の柱の方向性

- 市民生活の向上を図る新たな価値を生み出すため、常に市政を取り巻く状況と変化を敏感に捉え、チャレンジ精神を持って取り組んでいくことを目指します。
- 市民や地域の声に耳を傾け寄り添うことで、まちづくりの現状や課題を市民と共有し、課題解決や施策展開に取り組んでいくことを目指します。

■施策実現の手段（基本事業）

5-6-(1) 中長期的な視点に立った人材育成の実施

人事課

□人材育成は職業生活を通じた人間的成长と自己実現との統合を図っていくことが必要であり、『職員研修』『職場風土づくり』『人事管理』を相互に連携させることで職員の能力向上を図ります。

【主な取組み】

- 職員研修
- 人事評価制度の活用

5-6-(2) 行政課題に適応した組織体制の構築

人事課

□社会経済状況などの変化や市長方針を踏まえ、施策遂行及び事務執行を効率的かつ効果的に進めるため組織改編の検討を行います。

【主な取組み】

- 組織体制の検討及び見直し

■関連計画

○裾野市人材育成基本方針(第3次改訂)(2021
～2024)

5－7 開かれた議会運営の支援

■ありたい姿

議会活動が分かりやすく市民に周知され、議会活動に興味・関心を持つ市民が増えていきます

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
議会活動に興味・関心がある市民の割合	— (2018年)	60% (2025年)
議会傍聴者数	406人 (2018年)	450人 (2025年)

■現況と課題

- 開かれた議会活動にするために、ホームページや広報無線、ICTの有効活用により、議会活動のPR、情報提供をしていく必要があります。
- 議会活動をより一層充実させるため、議会報告会、議会広報の充実、政策討論会などを推進するほか、議会組織・議会運営等の検討を進め、継続して活性化させることが求められています。
- 議会における審議や意思決定、委員会の議論などについて、市民へのわかりやすい情報提供を工夫していく必要があります。
- 議会映像のインターネット配信を実施するとともに、議会報告会や市民との意見交換会等の議員活動についても支援していく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 議会活動を開かれたものとするための前提として、議会の活性化が必須です。市民福祉の向上及び市政発展のため、議会はその役割を果たすべく、議会基本条例の理念に基づき工夫、改善を重ね活動していきます。その内容を様々な方法で市民に分かりやすく伝え、また、市民より様々な意見を聞く場を持ち、議会活動に興味・関心を持つ市民を増やし、議会活動を開かれたものとすることを目指します。



■施策実現の手段（基本事業）

5-7-(1) 議会の活性化支援

議会事務局

□明るく良好な議場環境を整備し、ICT 機器等による効率的な議会運営を支援するとともに、快活な議論の場となるよう、議員の資質の向上と議会の議事機関としての機能強化、活性化を図るため、議員の調査・研究・研修、議員間の議論や政策討論の実施への支援を行います。

【主な取組み】

- 議場関係機器の調整等
- 広域研修への参加
- 政策討論会の実施

5-7-(2) 情報提供機能の充実

議会事務局

□議会の意思決定や委員会の議論などについて、市民にわかりやすい情報提供を検討し実施します。議会映像インターネット配信等を実施します。市政について市民と情報や意見を交換する議会報告の実施への支援を行います。

【主な取組み】

- 議会映像インターネット配信等の実施
- 議会報告会の実施

5－8 適正な監査事務の促進

■ありたい姿

市民、企業、団体等に不利益や損害が被らないように、独立した執行機関である監査委員が、その真実性や妥当性を検証・評価し、市民等にわかりやすく伝えています

■成果指標

指標名	現状値	めざそう値
<u>全部局に対する定期監査実施率</u>	100% (2019年)	100% (2025年)

■現況と課題

- 市から独立した執行機関として監査委員が行う監査は、公正不偏の立場から、市が執行する事務事業や経営がより適正かつ効率的に行われるよう一層充実強化していくことが求められています。
- 監査結果について、市民に向けた分かりやすい報告書、意見書等を作成し、情報発信を行っていく必要があります。

■施策の柱の方向性

- 市行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期し、市政の信頼性及び透明性の確保と市民への説明責任が果たされるよう、裾野市監査基準に基づく監査等に取り組むことにより、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保を目指します。

■施策実現の手段（基本事業）

5-8-(1) 監査機能の充実強化

監査委員事務局

□厳しい社会・経済環境の中、市民から信頼される行政運営を確保していくため、地方公共団体自らの内部のチェック機能を高めていくことが重要であり、市から独立した執行機関として、合規性、正確性に加え、3 E（経済性、効率性及び有効性）の視点を踏まえた監査を実施するなど監査機能の一層の充実強化を図ります。

【主な取組み】

○監査基準に基づく監査等の実施に向けた支援

5-8-(2) 監査等の結果の情報発信

監査委員事務局

□市民の信頼確保及び部局の業務改善に向け、分かりやすい報告書、意見書等を作成し、様々な機会を捉えた情報発信を行います。

【主な取組み】

○報告書、意見書等の公表

■関連計画

○裾野市監査等実施計画（毎年度）

第4章 進行管理

第5次総合計画前期基本計画を着実に推進していくために、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のP D C Aマネジメントサイクルによる効果検証を行います。

本計画第3章における施策の柱ごとの成果指標と別途策定する実施計画（運営方針）において基本事業ごとに掲げる活動指標については、毎年度、庁内推進本部にて指標についての評価・検証を行い、必要に応じて基本事業を見直します。

大綱ごとに掲げた基本目標（第2章）と施策の柱ごとの成果指標（第3章）については、外部の有識者等により構成する評価委員会にて、計画期間の中間年に評価・検証を行います。こうした施策・事業の効果の検証を踏まえ、後期基本計画を策定するというP D C Aマネジメントサイクルを実施していきます。

市は計画の実行や達成状況について、有識者等による評価委員会の意見に基づき効果検証を行なうほか、みらい会議等による市民意見を踏まえ、新たな改善策や後期基本計画の策定に取り組んでいきます。

■毎年度実施

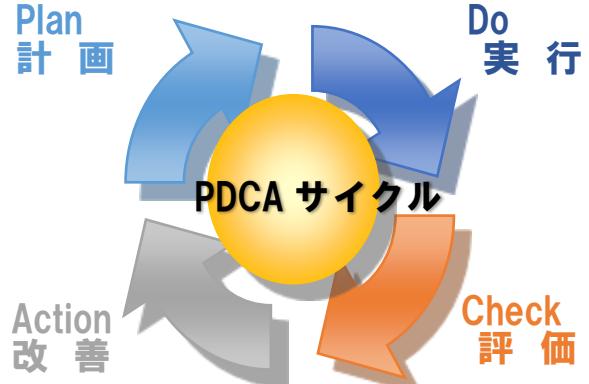


Plan
計画

Do
実行

Action
改 善

Check
評 価



■計画中間年度実施



參考資料

参考資料

資料1 総合戦略の効果検証及び人口の将来展望

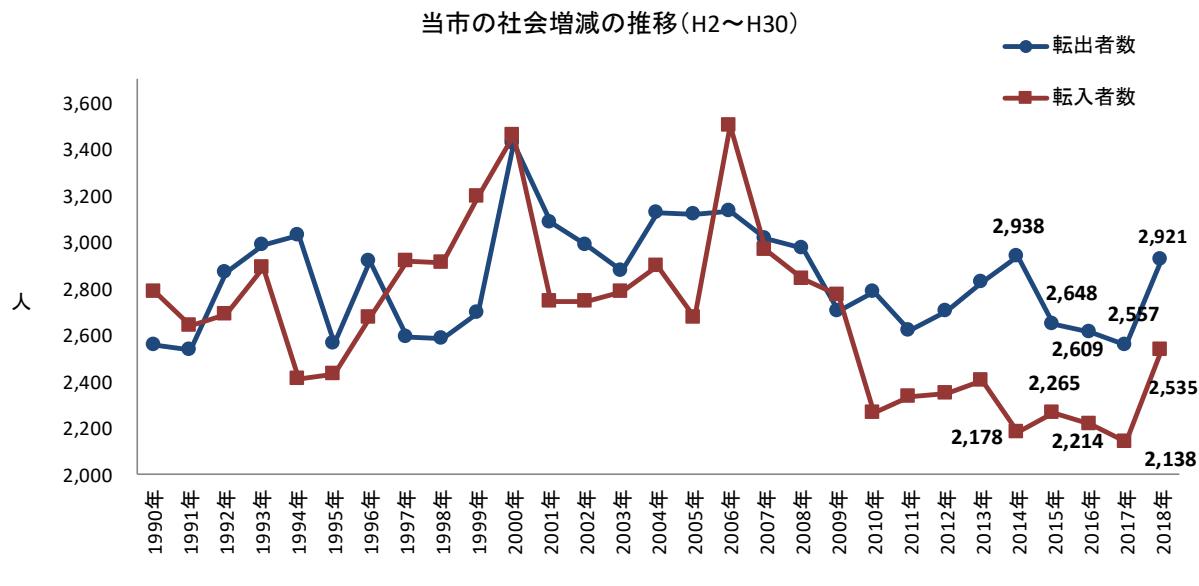
1. まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標の成果指標の検証

(1) 「住みたいまち裾野」のまちづくり “共生”（定住に係る効果検証）

人口の社会移動における転出の抑制

○転出の状況をみると、2015年以降、目標値である80人／年程度の転出は抑制されており、定住促進の効果は見られますが、2018年で転出者数が増加しています。

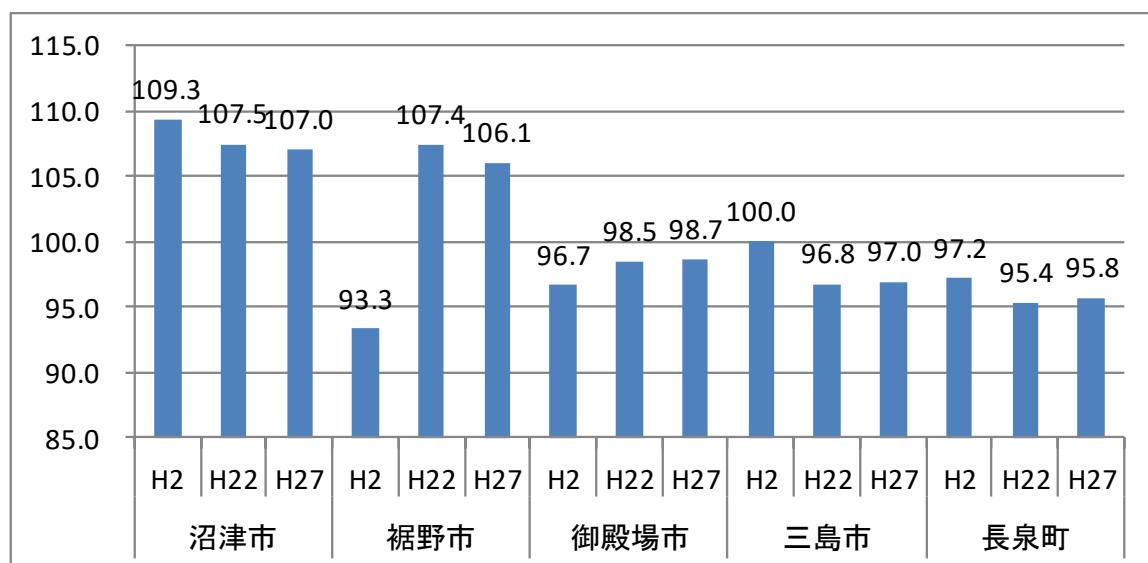
■社会増減の推移



昼夜間人口比率の均衡

○昼夜間人口比率の推移をみると、2010年の107.4から2015年の106.1と均衡化が進んでいますが、引き続き効果検証が必要です。

■昼夜間人口比率の推移



<出典：国勢調査>

(2) すべての起点となるひとづくり “共育”(子育てに関する効果検証)

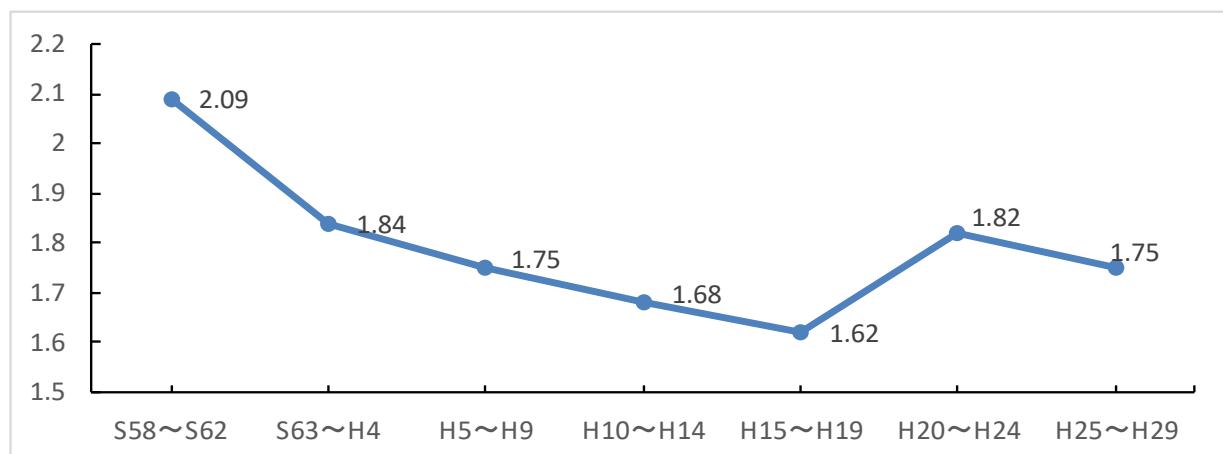
人づくりに関わる団体活動に関わる人の数の増加

○人づくりに関わる団体活動に関わる人は基準値である 2014 年の 37,000 人から年々減少しており、2018 年では 33,500 人となっています。目標値 38,000 人と比較して 4,500 人の乖離があります。

合計特殊出生率

○合計特殊出生率は、基準値 (H20-24) の 1.82 と比較して、現状値 (H25-29) は 1.75 となっており、目標値の 2.07 との差が広がっています。

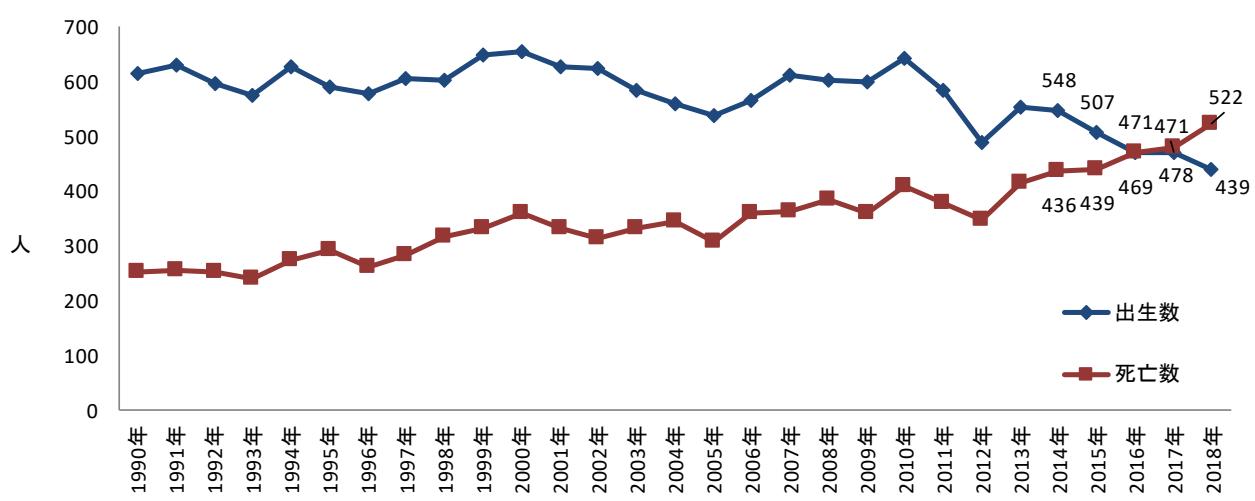
■合計特殊出生率の推移



<出典：人口動態保健所・市区町村統計、H25～H29 は裾野市独自集計（ペイズ推定前）>

■自然増減の推移

当市の自然増減の推移(H2～H30)



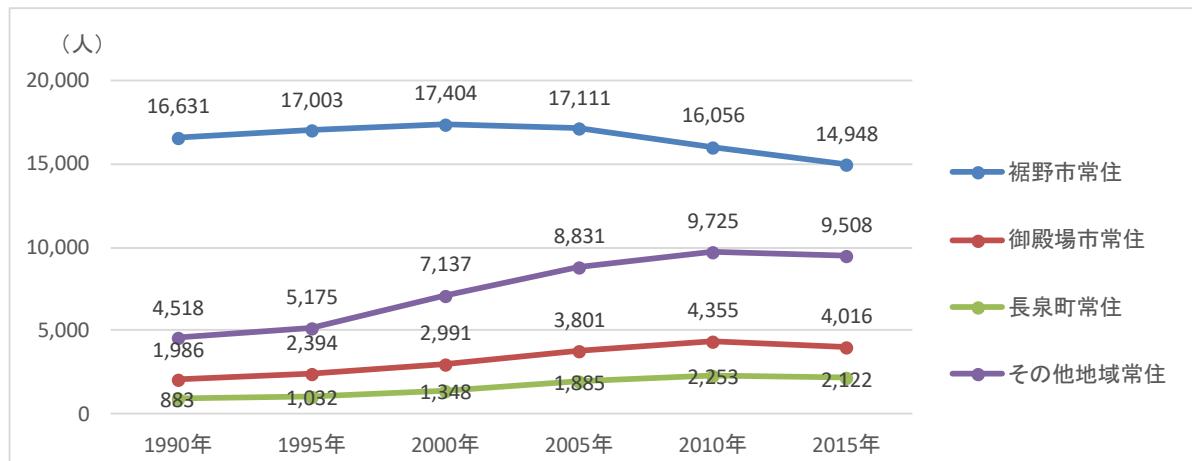
<出典：裾野市統計書>

(3) まちやひとを豊かにする産業づくり “共栄”（産業振興に関する効果検証）

就業者数

○就業者数は減少しており、目標値から大きな乖離が出ています。特に市内常住の就業者が減少しており、引き続き、職住近接のまちづくりに向けた取組みと効果検証が求められます。

■常住地別市内就業者数の推移

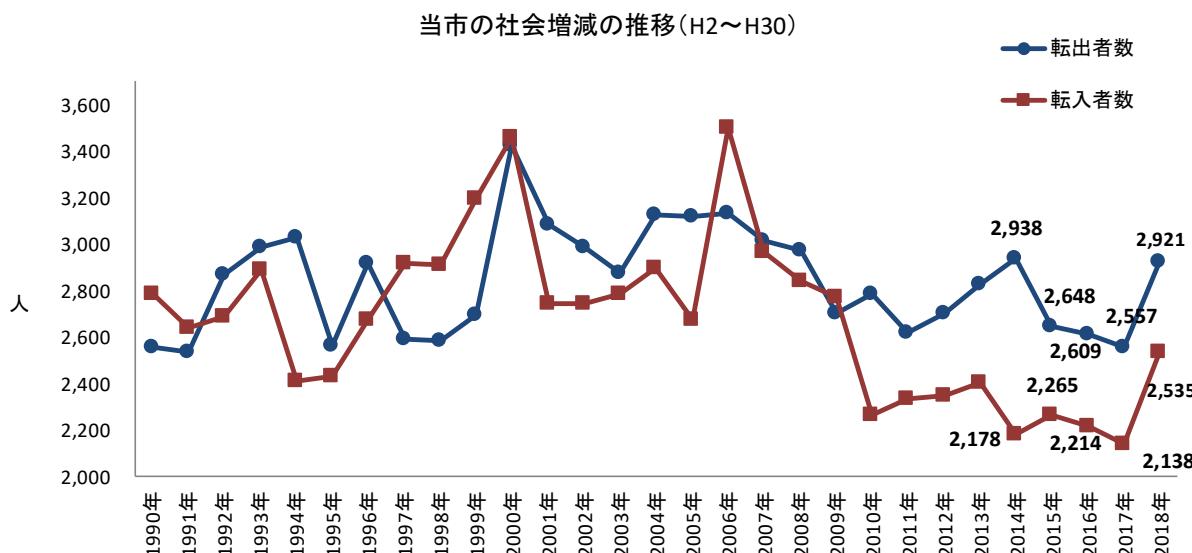


<出典：国勢調査 ※従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している者を除いている。>

人口の社会移動における転入の創出

○転入の推移をみると、2015年から2017年にかけて転入者数は減少傾向となっていますが、2018年に大幅に増加しています。一方で転出者数も増加しているため、転入の創出に係る更なる取組みが求められます。

■社会増減の推移【再掲】



<出典：裾野市統計書>

2. 人口の将来展望

(1) 将来人口フレームの見直しの考え方

○将来人口フレームの設定にあたっては、以下の考え方で見直すこととします。

- ◆2015年を基準とした将来推計の見直し（社人研推計（H30.3）準拠）
- ◆子育て支援に係る取組みの充実による合計特殊出生率の人口置換水準（2.07）の回復を目標とする
- ◆効果がみられる定住促進に加え、民間企業の新たなまちづくりによる定住を見据え、社会移動が均衡することを目標とする

(2) 将来人口の見通し

○将来人口フレームの見直しの考え方を踏まえ、以下の3パターンで将来人口の見通しを推計します。

- 【パターン①】社人研推計（H30.3）準拠

【パターン②】2025年に社会移動が均衡し、合計特殊出生率が2.07に上昇した場合

【パターン③】2030年に社会移動が均衡し、合計特殊出生率が2.07に上昇した場合

○将来人口について、現状の減少傾向が今後も継続する場合（社人研推計（2018年（平成30年）3月）準拠）（パターン①）、本計画の計画期間である2030年（令和12年）には、本市の人口は47,304人にまで減少することが推計されています。

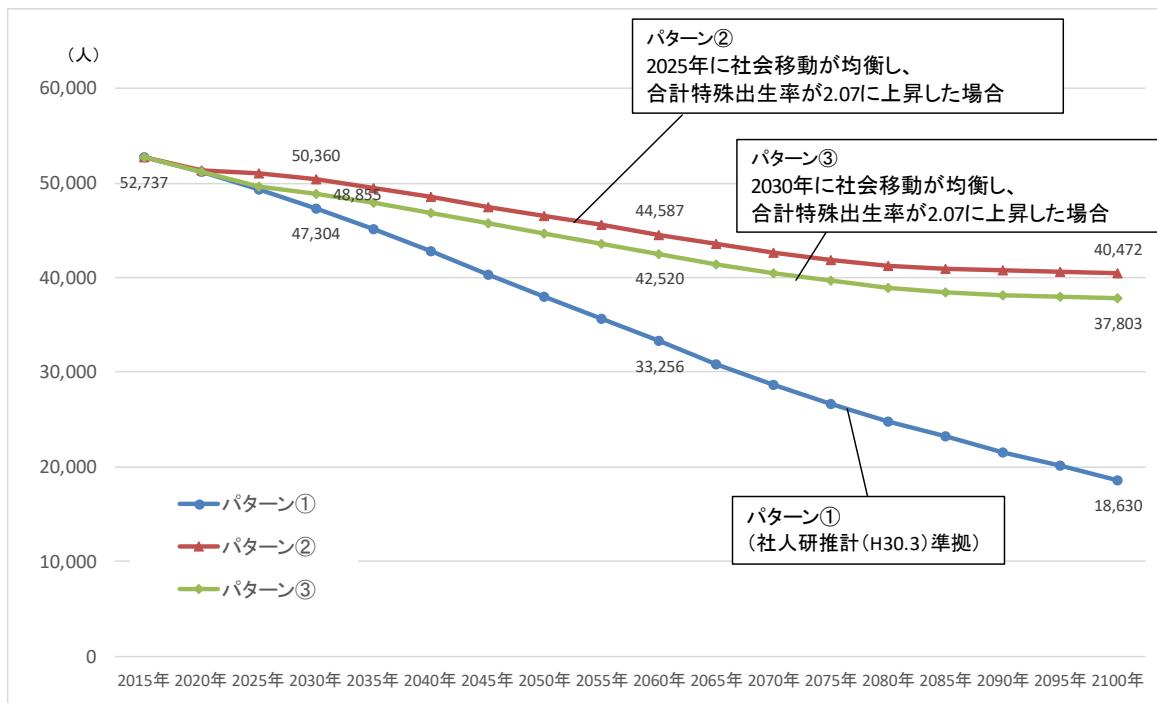
○人口減少に歯止めをかけ、人口の規模及び構造を安定させるためには、社会移動を均衡させ、合計特殊出生率が人口置換水準（2.07）に回復することが必要になります。

○仮に、2025年（令和7年）に社会移動が均衡し、合計特殊出生率が2.07に上昇した場合（パターン②）は、2030年（令和12年）には50,360人、2060年（令和42年）には44,587人となり、その後40,000人程度で安定することが予想されます。

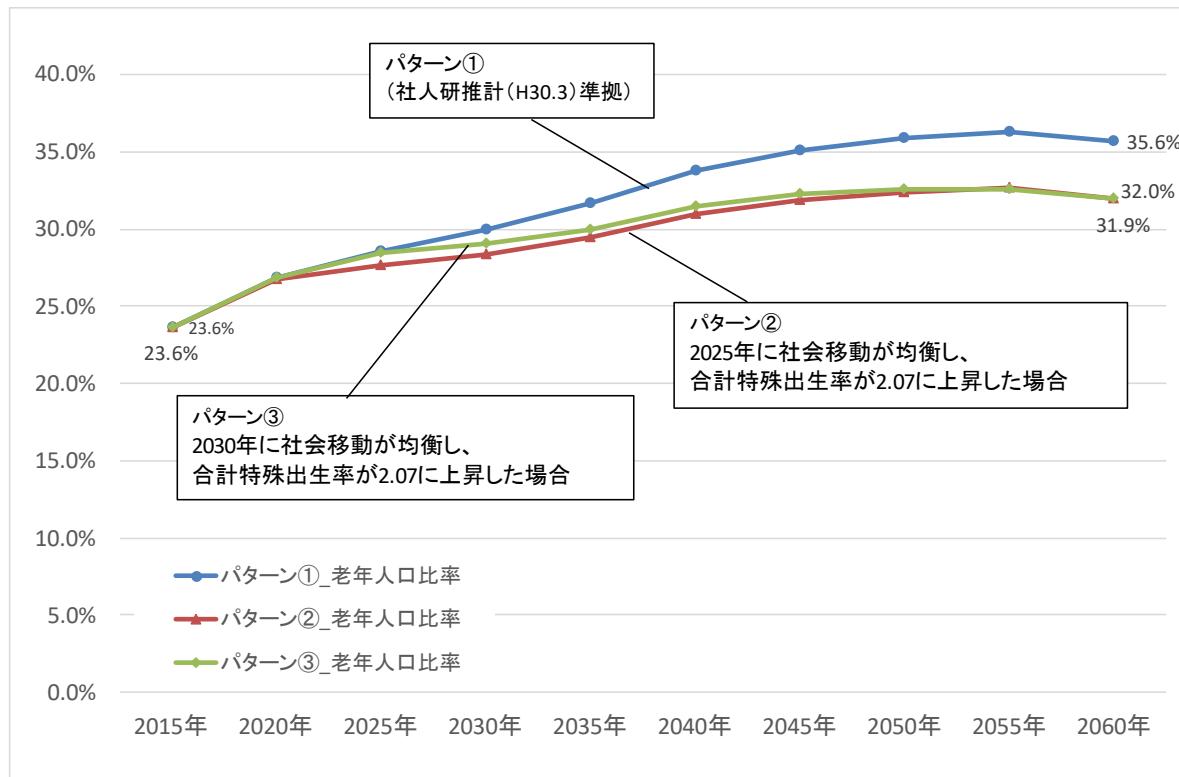
○また、社会移動の均衡と合計特殊出生率の達成が5年遅れた場合（パターン③）は、2030年（令和12年）には48,855人、2060年（令和42年）には42,520人となり、その後37,000人から38,000人程度で安定することが予想されます。

○引き続き、人口減少の急激な進行を抑制する必要がある一方で、人口減少社会は避けられないという前提のもと、その状況にいかに適応していくかという視点が大切になります。人口や税収が減少しても、地域の営みや市民生活が充実する「縮充する社会」の実現に向けた取組みが必要になります。

■将来人口の見通し

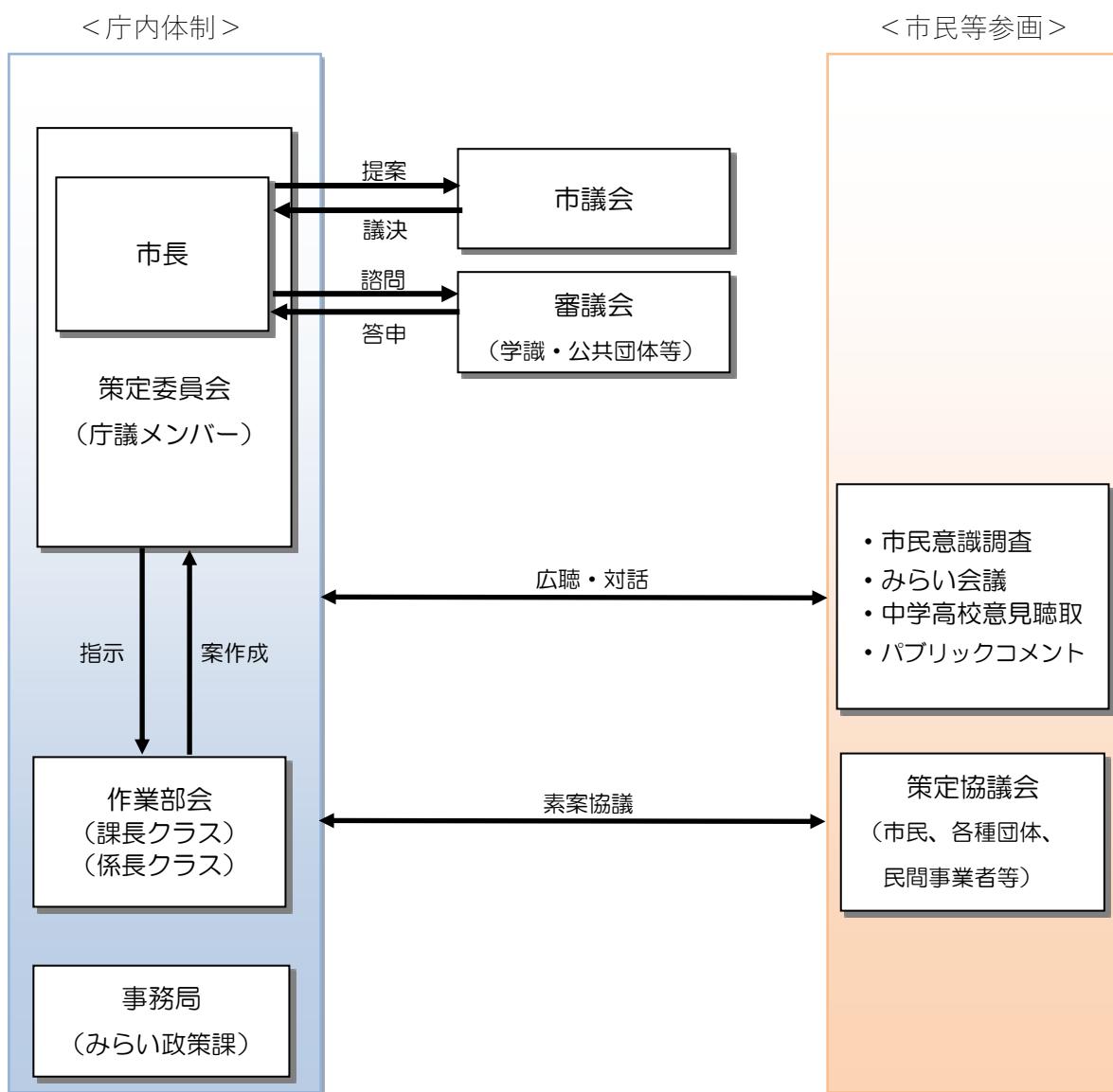


■高齢化率の推移



資料2 策定体制と策定経過

1. 策定体制



2. 策定経過

策定の経過については以下のとおりです。

【2019年度】

日程	事項	主な内容
5月14日	第1回策定委員会	策定方針、今後のスケジュール説明
5月16日	第1回作業部会	策定方針、今後のスケジュール説明、作業依頼
6月12日	作業部会作業まとめ①	第4次総合計画後期基本計画の振り返り、第5次総合計画への展望に係る作業のとりまとめ
6月18日	出前講座	「裾野市の現状とこれからのまちづくり」について、西中学校3年生に対し授業を実施
6月18日	第1回策定協議会	委嘱状交付、会長選出のほか、策定方針、社会経済動向と本市への影響、今後のスケジュール説明、まちの将来像についてグループワークを実施
6月17日～7月1日	市民意識調査	20歳以上の市民1,000人を対象に実施
6月27日	第1回総合計画に関する協議検討委員会（議会）	策定方針、今後のスケジュール説明
7月25日	第2回作業部会	社会経済動向と本市への影響、今後のスケジュール説明、まちの将来像についてグループワークを実施
7月30日	第1回総合計画審議会	委嘱状交付、会長選出、諮問のほか、策定方針、今後のスケジュール説明
8月2日	策定協議会意見まとめ①	2030年に向けた「まちづくりのキーワードと方向性」に対する意見のとりまとめ
8月26日	第2回策定委員会	市民意識調査結果報告、基本構想骨子案説明・協議
8月28日	第3回作業部会	第4次総合計画後期基本計画の進捗評価報告、第5次総合計画の目標・課題設定
8月29日	第2回策定協議会	2030年のまちの将来像についてグループワークを実施
9月18日	第2回総合計画に関する協議検討委員会（議会）	基本構想骨子案説明
9月26日	庁内意見募集・まとめ	「まちづくりのキーワードと方向性」、「裾野市の将来像」、「施策の大綱」に対する意見のとりまとめ
10月1日	各課個別ヒアリング	行政分野ごと関係課をまとめて、各施策のヒアリングを実施

10月 1日	策定協議会意見まとめ②	まちづくりのキーワード、まちの将来像、施策の大綱に対する意見のとりまとめ
10月 2日	議会意見まとめ①	基本構想骨子案に対する意見とりまとめ
10月 7日	第3回策定委員会	基本構想骨子案説明・協議
10月 25日	第2回総合計画審議会	基本構想骨子案説明・協議
10月 29日	イヴニング・ダイアログ with 裾野高校	市長と裾野高校の生徒が裾野市の将来のまちづくりについて対話
10月 30日	作業部会ワークショップ①	「住み続けたくなるまちづくり」と「7日間滞在したくなるまちづくり」の2つをテーマにワークショップを実施
11月 5日	第4回作業部会 (成果指標戦略会議①)	5つのグループに分かれて、施策の大綱及び施策の柱の内容について議論
11月 13日～ 11月 29日	裾野市への提言展示	市役所地下多目的ホールに西中学校3年生の裾野市への提言（模造紙）を展示
11月 19日	作業部会ワークショップ②	「教育」と「ウェルネス観光」の2つをテーマにワークショップを実施
11月 20日	第3回策定協議会	4つの部会に分かれて、施策の柱の具体的な取組について議論
11月 25日	第5回作業部会 (成果指標戦略会議②)	5つのグループに分かれて、施策の柱の内容と成果指標について議論
12月 5日	裾野市への提言討議	市長、市議会議員と西中学校3年生が裾野市への提言の内容についてグループ討議
12月 8日	みらい会議	「これからの中学校について話そう」をテーマにワークショップを実施
12月 10日	第4回策定協議会	4つの部会ごと具体的な取組みを追加し、全体で重点的な取組みを抽出
12月 19日	第4回策定委員会	基本構想素案説明・協議
1月 21日	作業部会作業まとめ②	施策の柱と基本事業に対する作業のとりまとめ
2月 25日	第5回策定委員会	基本構想素案、施策体系、基本計画骨子案説明・協議
2月 26日	第5回策定協議会	基本構想素案、施策体系、基本計画骨子案説明・協議
2月 28日	作業部会作業まとめ③	基本構想素案、施策体系、基本計画骨子案に対する作業のとりまとめ
3月 4日	第3回総合計画に関する協議検討委員会（議会）	基本構想素案、基本計画骨子案説明
3月 17日	第3回総合計画審議会	基本構想素案、施策体系、基本計画骨子案説明・協議

【2020 年度】

日程	事項	主な内容
4月 21日	議会からの提言書	基本構想素案及び基本計画骨子案に対する議会からの提言書受理
5月 12日	第6回策定委員会	基本構想素案、基本計画骨子案（書面協議）
5月 29日	第4回総合計画審議会	基本構想素案、基本計画骨子案（書面協議）
6月 3日	議会意見まとめ②	議会が考える施策の柱のありたい姿・成果指標案受理
6月 19日	作業部会作業まとめ④	基本計画素案の記載内容確認
6月 23日	第7回策定委員会	基本構想素案、基本計画素案説明・協議

資料3 補野市総合計画審議会

1. 委員構成

裾野市総合計画審議会委員名簿（令和元年度）

	分野	氏名	所属・職
1	学識経験	西野 勝明	静岡県立大学経営情報学部特任教授
2		藤井 敬宏	日本大学理工学部教授
3		山本 瞳	常葉大学保育学部教授
4	公共的団体	八木 健二 (会長)	裾野市区長連合会連合会長
5		杉山 はま子	裾野市婦人会総務
6		望月 康男	社会福祉法人 裾野市社会福祉協議会会长
7		一之瀬 徳博	富士山南東消防本部消防次長
8		市川 加代子	裾野市環境審議会委員
9		岩瀬 光正	公益社団法人 裾野青年会議所理事長
10		小川 孝	トヨタ自動車株式会社東富士研究所 管理部総括室長
11		出口 謙一郎	静岡銀行裾野支店支店長
12	関係行政機関	望月 宏明	静岡県東部地域局局長

裾野市総合計画審議会委員名簿（令和2年度）

	分野	氏名	所属・職
1	学識経験	西野 勝明	静岡県立大学経営情報学部特任教授
2		藤井 敬宏	日本大学理工学部教授
3		山本 瞳	常葉大学保育学部教授
4	公共的団体	八木 健二 (会長)	裾野市区長連合会前連合会長
5		増田 喜代子	裾野市婦人会副会長
6		望月 康男	社会福祉法人 裾野市社会福祉協議会会長
7		一之瀬 徳博	富士山南東消防本部消防次長
8		市川 加代子	裾野市環境審議会委員
9		岩瀬 光正	公益社団法人 裾野青年会議所理事長
10		小川 孝	トヨタ自動車株式会社東富士研究所 管理部総括室長
11		出口 謙一郎	静岡銀行裾野支店支店長
12	関係行政機関	山本 東	静岡県東部地域局局長

2. 質問書及び答申書

裾企政第85号
令和元年7月30日

裾野市総合計画審議会
会長 八木 健二 様

裾野市長 高村 謙二

第5次裾野市総合計画の策定及び 第4次国土利用計画裾野市計画の策定について(質問)

裾野市の今後10年間の指針となる第5次裾野市総合計画の策定及び第4次国土利用計画裾野市計画の策定にあたり、次の事項について貴審議会の十分な意見を賜りたく、裾野市総合計画審議会条例第2条の規定により質問します。

- 1 第5次裾野市総合計画の基本構想の策定に関すること。
- 2 第5次裾野市総合計画基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- 3 第4次国土利用計画裾野市計画の策定に関すること。

3. 補野市総合計画審議会条例

○裾野市総合計画審議会条例

昭和47年6月13日

条例第17号

改正 昭和57年9月3日条例第23号

平成11年3月9日条例第2号

平成25年3月1日条例第4号

平成26年3月4日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、裾野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、裾野市総合計画及び国土利用計画裾野市計画について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会は、専門的事項の審議のため必要があるときは、当該専門的事項について学識経験を有する者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部で処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(裾野市国土利用計画策定審議会設置条例の廃止)

2 裾野市国土利用計画策定審議会設置条例(昭和62年裾野市条例第3号)は、廃止する。

資料4 補附書類 裾野市総合計画策定委員会

1. 委員構成

裾野市総合計画策定委員会名簿（令和元年度）

	役職	職	氏名	内線番号	備考
1	委員長	市長	高村 謙二	400	
2	委員	副市長	佐久間 利幸	405	
3		教育長	風間 忠純	360	
4		理事	江藤 建夫	409	
5		行政経営監	芹澤 嘉次	426	
6		企画部長	西川 篤実	435	
7		総務部長	湯山 博之	412	
8		環境市民部長	鈴木 正次	201	
9		健康福祉部長	小林 浩文	240	
10		産業部長	酒井 保	300	
11		建設部長	影嶋 圭司	330	
12		教育部長	杉山 善彦	361	
13		議会事務局長	永田 幸也	502	

裾野市総合計画策定委員会設置要領第5条第2項に基づく招集

1	市長戦略監	水口 清治	404	
2	子育て支援監	石井 敦	266	
3	監査委員事務局長	高梨 恭	411	

事務局	企画政策課長	加藤 忠彦	420	
-----	--------	-------	-----	--

裾野市総合計画策定委員会名簿（令和2年度）

	役職	職	氏名	内線番号	備考
1	委員長	市長	高村 謙二	400	
2	委員	副市長	佐久間 利幸	405	
3		教育長	風間 忠純	360	
4		理事	江藤 建夫	409	
5		企画部長	石井 敦	435	
6		総務部長	湯山 博之	412	
7		環境市民部長	篠塚 俊一	201	
8		健康福祉部長	小林 浩文	240	
9		産業部長	酒井 保	300	
10		建設部長	影嶋 圭司	330	
11		教育部長	西川 篤実	361	
12		議会事務局長	河合 正彦	502	

裾野市総合計画策定委員会設置要領第5条第2項に基づく招集

1	子育て支援監	高梨 恭	266	
2	監査委員事務局長	加藤 忠彦	411	
3	秘書課長	水口 清治	404	

事務局	みらい政策課長	鈴木 努	420	
-----	---------	------	-----	--

裾野市総合計画策定作業部会名簿（令和元年度）

番号	所 属	職 名	氏 名
1	行政経営監付	副参事 主任	山田 克彦 志田 千麻
2	企画部	秘書課 主幹	(課長) (水口 清治) 井上 英丈
3		情報政策室 係長	室長 坂田 幸洋 飯塚 秀也
4		戦略広報課 主幹	課長 秋山 慶次 永田 隆之
5		シビックプライド推進室 係長	室長 大塚 智美 庄司 元一
6		人事課 主幹	課長 杉山 和哉 杉山 龍治
7	総務部	財政課 係長	課長 勝又 博文 池ノ谷 京子
8		行政課 主幹	課長 福士 元紹 原 邦臣
9		税務課 係長	課長 篠塚 俊一 鈴木 健
10		市民課 主幹	課長 杉山 善則 渡邊 久子
11	環境市民部	深良支所 主任	支所長 大庭 秀夫 梶 真隆
12		富岡支所 主任	支所長 横山 英哉 藤田 慎之介
13		須山支所 係長	支所長 土屋 弘海 飯塚 圭美
14		生活環境課 主幹	課長 鈴木 敬盛 志村 敏博
15		危機管理課 課長代理	課長 芹澤 泰広 亀崎 浩子
16		上下水道経営課 主査	課長 細井 茂美 鎌野 秀格
17		上下水道工務課 係長	課長 中野 智文 芹澤 健

18	健康福祉部	健康推進課	課長 主席保健師	河合 正彦 関野 恵理
19		介護保険課	課長 係長	服部 和彦 井上 郁代
20		国保年金課	課長 主幹	渡邊 圭一郎 杉山 昭子
21		社会福祉課	課長 係長	眞田 俊彦 小山 聖仁
22		障がい福祉課	課長 課長代理	勝又 晃一 佐藤 仁
23		子育て支援課	課長 係長	鈴木 則和 眞田 さおり
24		保育課	課長 主幹	笠間 健男 小野 善之
25	産業部	産業振興課	課長 主席主査	勝俣 善久 中原 義人
26		オリンピック・パラリンピック推進室	室長 主事	山口 直樹 渡邊 彩
27		農林振興課	課長 係長	杉本 一之 中村 健児
28		演習場対策室	室長 主査	横山 王一 永田 栄作
29	建設部	建設管理課	課長 係長	土屋 雅敬 渡邊 雄人
30		建設課	課長 課長代理	菊池 守 倉澤 直希
31		まちづくり課	課長 課長代理	鈴木 努 坪井 正人
32		区画整理課	課長 係長	丹野 宏康 山下 幸宏
33	出納課		課長 主幹	土屋 敏彦 長田 さおり
34	教育部	教育総務課	課長 主幹	勝又 明彦 鈴木 直美
35		学校教育課	課長 係長	荒井 賢二 川波 正美
36		生涯学習課	課長 係長	木原 慎也 八木 幸次

37	鈴木図書館	館長 副参事	高橋 涉 多田 純子
38	議会事務局	(局長) 主幹	(永田 幸也) 勝又 哲也
39	監査委員事務局	(局長) 主席主査	(高梨 恭) 槇原 裕子

※カッコ書きは策定委員会委員

座長

企画部企画政策課	課長	加藤 忠彦
----------	----	-------

事務局（企画政策課）

課長代理 坂田 幸洋	主幹 渡瀬 重勝
係長 長田 雄次	主席主査 勝間田 純嗣

裾野市総合計画策定作業部会名簿（令和2年度）

番号	所 属	職 名	氏 名
1	企画部	秘書課	(課長) 主幹 (水口 清治) 井上 英丈
2		戦略広報課	課長 主幹 秋山 慶次 永田 隆之
3		シビックプライド 推進室	室長 係長 高田 寿樹 庄司 元一
4	総務部	人事課	課長 課長代理 杉山 和哉 杉山 龍治
5		財政課	課長 係長 鈴木 則和 松村 和俊
6		行政課	課長 主幹 福士 元紹 原 邦臣
7		税務課	課長 係長 坂田 幸洋 鈴木 健
8	環境市民部	市民課	課長 主幹 杉山 善則 渡邊 久子
9		深良支所	支所長 主任 大庭 秀夫 関野 光
10		富岡支所	支所長 主査 杉本 一之 藤田 慎之介
11		須山支所	支所長 係長 横山 王一 飯塚 圭美
12		生活環境課	課長 課長代理 鈴木 敬盛 志村 敏博
13		危機管理課	課長 課長代理 芹澤 泰広 亀崎 浩子
14		上下水道経営課	課長 主席主査 細井 茂美 鎌野 秀格
15		上下水道工務課	課長 係長 中野 智文 芹澤 健
16	健康福祉部	健康推進課	課長 係長 岡 利津子 関野 恵理
17		介護保険課	課長 係長 服部 和彦 井上 郁代

18	健康福祉部	国保年金課	課長 主幹	渡邊 圭一郎 長田 さおり
19		社会福祉課	課長 係長	高橋 渉 小山 聖仁
20		障がい福祉課	課長 課長代理	眞田 俊彦 佐藤 仁
21		子育て支援課	課長 主幹	笠間 健男 眞田 さおり
22		保育課	(課長) 主幹	(高梨 恭) 間山 亨
23	産業部	産業振興課	課長 主席主査	勝俣 善久 中原 義人
24		オリンピック・パラリンピック推進室	室長 主事	山口 直樹 渡邊 彩
25		農林振興課	課長 係長	横山 英哉 中村 健児
26	建設部	建設管理課	課長 係長	土屋 雅敬 渡邊 雄人
27		建設課	課長 課長代理	菊池 守 倉澤 直希
28		まちづくり課	課長 課長代理	勝又 博文 坪井 正人
29		区画整理課	課長 係長	丹野 宏康 山下 幸宏
30	出納課		課長 主幹	土屋 敏彦 勝又 哲也
31	教育部	教育総務課	課長 主幹	勝又 明彦 鈴木 直美
32		学校教育課	課長 係長	荒井 賢二 川波 正美
33		生涯学習課	課長 係長	大塚 智美 三浦 友輝
34		鈴木図書館	館長 副参事	木原 慎也 多田 純子
35	議会事務局		(局長) 係長	(河合 正彦) 木野村 智子

36	監査委員事務局	(局長) 係長	(加藤 忠彦) 檜原 裕子
----	---------	------------	------------------

※カッコ書きは策定委員会委員

座長

企画部みらい政策課	課長	鈴木 努
-----------	----	------

事務局：みらい政策課

課長代理 山田 克彦	主 幹 渡瀬 重勝
係 長 長田 雄次	主席主査 勝間田 純嗣

2. 要領

○裾野市総合計画策定委員会設置要領

平成31年3月22日

訓令第2号

(設置)

第1条 裾野市総合計画に関する規程(昭和57年裾野市訓令第4号)第10条第1項の規定に基づき、総合計画策定に関する重要事項を協議し、かつ、策定事務の円滑を期すため、裾野市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の原案及び基本計画案に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 基本構想の原案及び基本計画案の策定に関し、関係部等の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、庁議メンバーをもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は必要があるときは、委員以外の関係職員に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(総合計画策定作業部会)

第6条 第2条に規定する所掌事務について必要な調査、資料の作成及び関係各課の連絡調整を行うため、委員会に総合計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、企画部長が各部等の長の意見を聴いて指名する課長及び担当職員をもって組織する。
- 3 作業部会に座長を置き、企画部企画政策課長をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料5 補附書類 裾野市総合計画策定協議会

1. 委員構成

裾野市総合計画策定協議会委員名簿

No.	団体名等	役職	氏名
1	裾野市区長連合会	連合会長	八木 健二
2	裾野市婦人会	総務	杉山 はま子
3	裾野市民生委員児童委員協議会	副会長	杉山 あつ子
4	裾野市 PTA 連合会	会長	西島 奉行
5	裾野市立保育園保護者会連合会	会長	吉岡 景子
6	裾野市地域活動母親クラブ	やんちゃりか 副会長	成田 千恵美
7	NPO 法人 メープル	—	横山 恵美
8	NPO 法人 里山会公文名ファイブ	理事長	須藤 九十九
9	裾野市総合計画策定協議会公募委員	—	植松 静夫
10	裾野市総合計画策定協議会公募委員	—	坂田 佳代子
11	裾野市総合計画策定協議会公募委員	—	三ツ石 純子
12	静岡大学教育学部	—	木原 甚内
13	常葉大学社会環境学部	—	佐藤 優輝
14	日本大学国際関係学部	—	勝又 優帆
15	裾野市農業委員会	会長	岡田 廣正
16	裾野市森林組合	副組合長	杉山 克己
17	裾野市商工会	会長	渡邊 康一
18	裾野市観光協会	会長	秋山 清美
19	裾野市教育委員会	教育委員	杉田 博道
20	裾野市社会教育委員会	委員長	土屋 八重子
21	NPO 法人裾野市スポーツ協会	理事長	安田 明
22	裾野市交通指導員会	会長	藤井 里美
23	裾野市地域地震防災指導員会	副会長	伊東 貴美代
24	裾野市建設業協会	会長	眞田 和政
25	一般社団法人マチテラス製作所	代表理事	深野 裕士
26	南駿農業協同組合	理事	関野 康
27	公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会東部支部	総務財政委員会 副委員長	赤沼 道也
28	静岡県立裾野高等学校	校長	望月 保宏
29	沼津信用金庫裾野中央支店	支店長	高木 茂
30	裾野地区労働者福祉協議会	会長	平野 貴洋
31	株式会社 NANAdesign	代表	塩崎 利和

2. 要綱

○裾野市総合計画策定協議会設置要綱

平成31年3月22日

告示第54号

(設置)

第1条 裾野市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、裾野市総合計画に関する規程（昭和57年裾野市訓令第4号）第9条の2の規定に基づき、広く民間有識者等の意見を反映させるため、裾野市総合計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合計画の策定について協議を行い、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民又は関係団体の代表者

(2) 民間事業者の代表者

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長を務める。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される協議会は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、協議会の目的が達成されないと認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の職務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

資料6 パブリックコメント制度

1. 第5次裾野市総合計画パブリックコメントについて

資料7 用語解説

ア

空家等対策計画	「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成27年5月施行)に基づき市町村が策定する空家等に関する地域の生活環境の保全、活用の促進などの対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
悪臭	いやな「におい」、不快な「におい」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。「悪臭防止法」で規制がなされている。
ウーブン・シティ	人々の暮らしを支えるあらゆるモノやサービスがつながる実証都市のことと、網の目のように道が織り込まれ合うまちの姿から「ウーブン・シティ」と名付けられている。
屋外広告物	はり紙、看板、立看板、廣告塔、ネオンサインなど、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもの。
温室効果ガス	大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

カ

学習支援拠点	当市では、生涯学習センターに「学びの森」を設置。専門の指導員を配置し、教職員の資質向上や授業改善への支援、学校と地域との連携支援を行う。また、学びあえる研修交流の場としての教育サロン的な役割を担う。
合併処理浄化槽	風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などの生活排水処理の有力な方法となっている。
環境基本計画	「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、平成24年4月には第四次環境基本計画が閣議決定された。
協働	異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。
橋梁長寿命化修繕計画	橋梁について、従来の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕・架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用の縮減を図るための計画。
狭あい道路	建築基準法で定められた幅員4mに拡幅される位置まで後退(セットバック)が必要となる幅員4m未満の道路のこと。

景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。
交通結節点	交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。
公共施設等総合管理計画	公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。
国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。
コミュニティ	地域共同体、地域共同社会のこと。
コンパクトシティ	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	国が掲げている目指すべき将来都市構造のことを言います。人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。

サ

市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
次世代自動車	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などの自動車。
指定管理者制度	市が設置する公の施設の管理運営を、民間事業者等を含む法人その他の団体に任せる制度
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに、発生したごみは再使用・再資源化して、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
少子高齢化	少子化と高齢化が同時に起きている現象のことをいう。少子化とは、子どもの出生率・出生数が激減している現象をいう。高齢化とは、全人口に高齢者（65 歳以上）の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えた社会を「高齢社会」と国連で規定している。

振動	振動が発生する原因としては、自動車や工事などの機械による振動や、地震などの自然原因による振動などがある。
生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
騒音	騒がしくて不快と感じる音のこと。
総合計画	市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。

タ

第 4 次裾野市総合計画	第 4 次裾野市総合計画前期基本計画の計画期間は平成 23 年度から平成 27 年度。
地域生活拠点	「都市計画マスタープラン」にて、JR 岩波駅・東名裾野 IC 周辺を、公共交通の利便性を備えるとともに、日常的なサービス機能が集積した市民の暮らしやコミュニティ、地域の生活交流の中心的な拠点と位置付けている。
地域福祉	誰もが住みなれた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民一人ひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“ともに生き、支え合う社会”を実現すること。（「第 3 次裾野市地域福祉計画」から）
治水	洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。
低・未利用地	その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を示す。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。
都市機能	商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支える機能のこと。
都市基盤	都市のさまざまな活動を支えるもっとも基本となる施設であり、一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことを行う。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。
都市計画道路	都市計画決定された道路のこと。
都市計画道路整備プログラム	都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、本市では平成 23 年 4 月に策定されている。

都市公園	都市公園法に規定された公園または緑地で、都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。
都市構造	土地利用、交通体系等の状況を踏まえ、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。都市機能が集積する「拠点」と、これらを結ぶ「軸」により構成される。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
土砂災害	土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは、土砂災害の恐れがある区域で、警戒避難整備を図ることを目的として指定する。土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域で、開発の抑制等を目的として指定する。
土地区画整理事業	都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る事業である。
土地利用事業	住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う一団の土地の区画形質の変更等に関する事業のこと。

八

パブリックコメント	行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
ほんものとふれあう学習	すぐれた文化、芸術やトップアスリートに触れる機会を創出するため、外部講師・アスリート・芸術家等を招へいする事業

マ

マスタープラン	全体の基本となる計画。基本計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。
まち・ひと・しごと創生法	市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

学びの森	専門の指導員を配置し、教職員の資質向上や授業改善への支援、学校と地域との連携支援を行う。また、学び合える研修交流の場としての教育サロン的な役割を担う教育支援拠点。
緑の基本計画	都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。
未来技術	society5.0 の実現に向けた技術
未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。

ヤ

用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の 12 種類の地域のこと。
要配慮者	高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊娠婦その他の特に配慮をする者

ラ

ライフスタイル	個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。
----------------	---

アルファベット・英字

ALT（外国語指導助手）	Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。
EV（電気自動車）	Electric Vehicle の略で、電気自動車のこと。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。
FCV（水素自動車）	発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。
I C（インターチェンジ）	高速道路等の出入り口のこと。
N P O（エヌピーオー）	営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う市民団体のこと。
T O U K A I - 0 （トウカイゼロ）	東海地震における住宅の倒壊から多くの県民の命を守るために、昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化を推進する静岡県と市町が一体となって進めているプロジェクト。耐震診断や耐震補強に対する補助制度などがある。